

◎議 事 日 程（第4号）

平成23年9月9日（金曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（24名）

1番	大野 則男 君	2番	島田 浩 君
3番	吉川 三津子 君	4番	大島 一郎 君
5番	下村 一郎 君	6番	永井 千年 君
7番	石崎 たか子 君	8番	竹村 仁司 君
9番	鷲野 聡明 君	10番	堀田 清 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	岩間 泰彦 君
13番	真野 和久 君	14番	加藤 敏彦 君
15番	日永 貴章 君	16番	榎本 雅夫 君
17番	加賀 博 君	18番	大島 功 君
19番	大宮 吉満 君	20番	八木 一 君
21番	山岡 幹雄 君	22番	前田 芙美子 君
23番	近藤 健一 君	24番	中村 文子 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木 忠男 君	副 市 長	山田 信行 君
教 育 長	五富利 清彦 君	会計管理者兼 会 計 室 長	水谷 洋治 君
総 務 部 長	石原 光 君	企 画 部 長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 善巳 君	教 育 部 長	水谷 勇 君
市民生活部長	篠田 義房 君	上下水道部長	大島 静雄 君
消 防 長	横井 勤 君	福 祉 部 長	加賀 和彦 君
上下水道部次長 兼上水道課長	八木 恒夫 君	業 務 課 長	鈴木 幸雄 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部 秀三	議 事 課 長	伊藤 浩幹
書 記	山田 宗一		

午前10時00分 開議

○議長（大宮吉満君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（大宮吉満君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして、順次許可することにいたします。

通告順位9番の9番・鷺野聰明議員の質問を許します。

○9番（鷺野聰明君）

皆さん、おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして2点の質問をいたします。

1点目としては、なぜ進まぬ遊休不動産の処分という課題、2点目として、まちづくり市民会議からの提案導入についてという内容であります。

愛西市では、平成18年10月に策定した愛西市行政改革大綱に基づき、平成21年度までを計画目標とした集中改革プランを推進してきた。平成22年3月には、行政改革第2期推進計画を策定し、引き続き市民本位で質の高いサービスの提供と簡素で効率的な行政経営の確立に向け、さらに行政改革を推進しますとあります。

愛西市の財政健全化のための大きな課題は七つあると思います。

1番、自主財源の積極的な確保、2番、公有財産・土地・建物の維持管理費の圧縮と整理・処分、3番、計画的な職員数と人件費の適正化、4番、受益者負担への検討、5番、市税等収納率の向上、6番、借金残高の圧縮、そして最後の7番、職員による市民本位への熱いハートであると私は感じております。

そこで、七つの課題の中で最もおこなわれている点について質問をいたします。

大項目の1番、なぜ進まぬ遊休資産の処分について尋ねます。

小項目の(1)遊休不動産の整理処分の進まない原因はなぜか。

平成20年より3年間にて市有財産管理台帳のデータ化のシステムを構築され、市有財産の精微化も図られた。愛西市普通財産売払要綱も平成21年11月に定められ、同じく要綱運用内規も平成22年2月に定められた。遊休不動産、資産の処分についての条件も整ってきたのではないかと、遊休資産の処分はなぜ進まぬのか、原因はどこにあるのか、お尋ねをいたします。

小項目(2)毎年の市有地増大は行財政改革への逆行ではないか。

愛西市は公有財産、不動産を毎年借金等で購入し続け、前年度末の土地保有面積は約99万

7,000平方メートルとなった。この数字は水路、道路等を除きます。また、愛西市の借金残高は毎年約10億から15億円に増大し、平成22年度末には約289億9,000万円となった。基金残高は133億3,000万円であります。平成22年度愛西市決算審査意見書にあるように、今後極めて厳しい財政運営が予想されるのではないかと。今年度末には借金総額300億円を突破することが想定される。次世代に大きなツケは疑問が残ります。維持管理費の圧縮、税収の確保、自主財源の確保のためにも遊休不動産の売り払いを先行させるべきと考えるが、お尋ねをいたします。

小項目(3)愛西市有財産評価審議会のあり方について尋ねます。

行政財産以外の普通財産の中に遊休資産、将来利用しない未利用土地の筆数、面積はどれだけになっているのか、普通財産の売り払い要綱及び内規も定められて1年を経過しているが、現状とスケジュールについて尋ねます。

市有財産の有効利用として、市営駐車場が5ヵ所、本年の10月1日から運営されることは評価したいと思います。78台の駐車場、利用申し込みが本年の8月1日から8月31日までとなっているが、申し込み状況は現在どのようになっているか、また駐車場は完成しているのでしょうか。

遊休不動産、建物等の売り払いについては、専門的に評価、実勢価格等の調査が必要となり、有資格者や学識経験者等の外部委員の選任が必要となるのではと思いますが、方針について尋ねます。

また、愛西市有財産評価審議会は非公開となっているが、何か特別な理由があるのかどうかお尋ねをいたします。

最後に、売却可能資産の全容についてもあわせて尋ねます。

続きまして、大項目の2番、まちづくり市民会議の提案、導入について尋ねます。

小項目の(1)巡回バス隣接地域乗り入れ事業の提案評価について。

まちづくり市民会議の産業・都市基盤部会の8人のメンバーが提案、発表された巡回バス隣接地域乗り入れ事業と二つの事例紹介から学ぶことが多いと思います。市の評価と感想についてお尋ねをいたします。

県内市巡回バスの状況から、有料(受益者負担)での運行が多いように思われますが、(津島市、弥富市、稲沢市、一宮市等)愛西市の今後の方針についてお尋ねをいたします。

小項目の(2)かるた事業と公園活用の提案評価と導入はについて尋ねます。

福祉、保健、医療、安全部会の7人のメンバーが提案された二つの提案と二つの事例紹介は、まちおこし事業としてすばらしいと感じました。文化協会発足の年でもあり、行政と市民が協働でつくり上げる場づくりが大切だと思います。愛西かるたは、歴史、文化、自然、特産物を題材として、市民の手でつくる愛西かるたの提案、採用は市内外へのアピール度も大きいのではないかと、市の考えについて尋ねます。

小項目(3)三つの提案評価と提案の導入について。

生活環境、教育、文化、スポーツ、地域コミュニティー部会の10人のメンバーが提案された三つの提案に対する担当部の感想と導入可能性はあるのか尋ねます。

提案1・高齢者技能バンク制度事業、提案2・民生委員児童委員地域包括支援センター事業（事業の改善・提案）、提案3・ふるさとづくり助成金事業（事業の改善・提案）であります。ふるさとづくり助成金事業で地域見守り隊、防犯パトロール隊、花壇づくり等環境美化活動クラブ、まちおこしサークルなどソフト面への活動グループへの助成を考えたかどうかお尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしく申し上げます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、遊休資産の関係について、幾つか御質問いただきましたので、順次お答えをしたいと思います。

また、遊休資産の有効活用、処分も入りますけれども、この問題につきましては以前より議員の方から御質問いただいている件であります。そして今回、この間の決算認定の議案質疑の折にも御質問いただいておりますけれども、ようやく一応台帳整理ができたという段階であります。そして、議員より御指摘をいただきました、いわゆる行政目的で使っていない財産、普通財産の精査といたしますか、精緻化といたしますか、そういったものもでき上がってまいりました。そして内容を見ておきますと、各町内の集会場、あるいは公民館用地及び、例えば旧の消防団のポンプ小屋用地として使われているもの、また各町内の墓地として使われているもの、また合併前の旧町村時代からのいきさつによって、旧町村名義を貸しているもの、そして何も使っていない未利用地、そういったものをいろいろ精査した段階で出てまいりました。そして、約55筆、1万7,826平米存在しているということが今回明らかになったわけであります。

それらの財産につきましては、再度内部で有効活用の方法を検討し、今それでもその利用方法の見つからない財産については、御指摘いただいておりますように、当然売却可能資産として位置づけまして、先ほどもお話がございました、普通財産売払要綱等に基づいて売却を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、なぜ進まないのかと、その原因はどこにあるかということでございますけれども、ただ御案内のとおり懸念されますのは、現在土地の価格につきましては国が調査をいたしました地価公示価格、あるいは県が調査をいたしました地価調査価格を調べてみても下落の方向にあるというのは事実であります。そして、それよりも一つネックになるのが、いわゆる公有財産あるいは普通財産もそうでありますけれども、その取得については過去の旧町村時代からの歴史とか、その経緯等も一方ではあります。そしてまた、取得価格につきましても、現在よりも相当高い、当然旧町村の時代の土地の取得価格で土地そのものを取得しておみえになります。ですけれども、現状の地価相場といたしますか、例えば農地1筆とっても、旧立田村当時、普通財産で取得した経緯もありますけれども、大体10分の1ぐらいの農地の価格というのが実態ではなかろうかなというふうにあるわけで、当然私どもといたしましては、売却を視野に入れて進めたいという考えに変わりはありません。ただ、申し上げましたその辺の価格の差といたしますか、それが非常に大きい。当然これからいろいろ価格を調査しなければならないというふうに思っておりますけれども、その辺の問題もある中で、そういったものを整理していく、もう

しばらく熟慮したいという分もありますので、そういった方向の中で今後進めていきたいと思っております。

それから、遊休資産の売り払いの関係でありますけれども、先ほど毎年の市有地の増大は行政改革の逆行するのではないかという御指摘もいただきました。ただ、財産に関する調書の中の公有財産の土地の合計面積をお示しさせていただきますように、99万7,295平米、今あるわけでありますけれども、これは愛西市になって、すぐこの土地の面積が膨らんだわけではありません。御案内のとおり、旧町村時代、それぞれの町村がそのときそのときの政策ないし環境整備などによって、地域住民の福祉向上を目的として取得されてきましたその面積の積み上げであります。当然この中には、市になってからも、総合斎苑しかり、児童会館あるいは支援センター、そういった公共施設の土地も取得しておりますので、これは一部入ってますけれども、一概にはそういったようなとらえ方は私どもとしてはしておりません。したがって、取得の経緯につきましては、決して無駄な取得目的ではなかったというふうに私どもとしては理解しております。

そして、今回こういう愛西市、合併したことによって、先ほどから申し上げております、いろんな施設の重複あるいは施策の見直し、未利用地というものが今回出てきたのも事実でありますので、議員の御指摘の処分、その手法、先ほど言いました価格の問題というものが今現時点では大きなネックになっているというのは事実でありますので、そういったことも含めた中で、再度内部でよく検討した中で進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、財産評価審議会の関係について数点御質問いただいておりますけれども、まず普通財産の売り払いの関係でスケジュール的な話もございましたけれども、この段階で、いつの時点でこの売却資産を公売していくかと、そのスケジュールですけれども、今現在では立てておりません。当然そういったものも今後精査した中で、ある部分、売却の資産的なものを集約した中でスケジュール的なものも必要だなという考えを持っておりますけれども、現時点では具体的なスケジュールは立てておりません。普通財産の売り払いにつきましては、その要綱を21年度に制定をしております、その要綱に従いまして一応手続を進めております。そして、制定後の普通財産の売り払いの実績というものをちょっと申し上げますと、これは概要書の23ページの方にも一応記載をさせていただいております。北一色町内の旧消防小屋用地を45平米、四会町内の法定外公共物である通称赤みちというものがありまして、それが58.56平米、東篠町地内の旧消防小屋用地が70.42平米、それから佐屋町地内の火の見やぐら跡地が11平米、西保町地内の、一部更地になっておりましたけれども5.87平米、西保町内の廃止になった用悪水路が17.39平米ということで、いずれもその狭小地を隣地地権者の方へ随意契約で売り渡したというような普通財産につきましてはそのような状況になってます。概要書の方にもそういった明細をつけてありますので、御一読いただきたいというふうに思っております。

それから、市営駐車場の設置、管理の関係でございますけれども、3月に条例の方も制定、議決をいただきまして、それに基づきまして市営駐車場の利用申し込みにつきましては、広報等に掲載をいたしまして、8月1日から31日まで利用申し込み、公募といいますかね、そうい

った手続をとったところでありますけれども、9月1日現在で稲葉駐車場が16台、名神西保団地駐車場が45台、永和駅前駐車場がまだ9月1日の時点ではゼロ台です。それから藤浪駅前駐車場が1台、佐織中南駐車場が6台と合計68台の申し込みが出てきております。若干それ以後、きょう現在まで多少台の申し込みがあるとは聞いていますけれども、1日の段階ではそのような状況です。

それで駐車場の方でありますけれども、舗装整備という形で予算いただいておりますので、まだ実際これから入札の手続に入っていきますので、まだ現場の方は舗装整備等はされておられません。これから近々、入札をかけて、早急に駐車場の方を整備してまいりたいというふうに考えております。

それから、財産評価審議会の外部委員の導入の検討の関係でありますけれども、今の市の財産評価審議会委員の構成については、議員よく御承知だというふうに私自身は理解しておりますけれども、他市の状況を調べてみましても、尾張9市あるわけですけれども、その外部委員を登用してみえるところは1市しかないような状況であります。だからどうだという話になりますけれども、愛西市の考えといたしましては、財産の評価だけが審議の内容ではございません。当然市有地の政策的な方針も含めた審議を行っておりますので、議員御指摘の外部委員導入につきましては、現時点では導入するという考えは持ち合わせておりません。

それから、審議会が非公開ということで、なぜ非公開なんだということでありますけれども、先ほど外部委員の登用は現在考えてないと、規定の方でも非公開というような規定になっているわけで、先ほど申し上げましたように政策的な中での情報といいますか、そういった協議も必要になってまいりますし、また個人情報的な審議内容もそのケースにおいては入ってまいりますので、そんなような状況の中での一つの協議を進めていく形になりますので、現時点では非公開で進めたいというふうに考えております。

それから、売却可能資産の全容についてでありますけれども、まず先ほど55筆で1万7,826平米ありますよという御回答を申し上げましたけれども、地区別でいいますと、佐屋地区が16筆の3,269平米、立田地区が8筆の3,926.69平米、八開地区が9筆の3,762.06平米、そして佐織地区が22筆ありまして3,441.62平米という内訳になっております。

次に、大きな2点目の項目といたしまして、まちづくり市民会議の提案の導入の関係で、巡回バスの隣接地乗り入れの関係で御質問をいただいております。そして、提案の評価はという質問でありますけれども、まちづくり市民会議の皆さん方から提案をいただいた内容、その中に巡回バス隣接地乗り入れ事業、そういった事例も挙げられて紹介がされたわけでありますけれども、それに対して市の方の考え方といいますか、評価といいますか、それについてお答えをさせていただきますけれども、現状は、そのときにもうちの担当もお答えしていると思っておりますけれども、県内市の巡回バスの状況から有料での運行が多いように思われます。そして、愛西市の今後の方針、一応内容といいますか、提案の話があったわけでありますけれども、巡回バスの関係につきましては、巡回バス検討委員会においても、かねてから市民会議の皆さんから提案いただいた内容と同意見といいますか、そんな同様の意見もあったのも事実であります。

そして、隣接地域の乗り入れの関係でありますけれども、津島市民病院、海南病院などへの乗り入れにつきましては、津島市、弥富市とも今協議を進めているという状況にあります。

当然ながら両市の了解が得られれば、一方で有料化の問題もありますので、その有料化の問題もあわせて運行検討委員会という委員会もありますし、今年度は地域公共交通会議の立ち上げという中で、まだ立ち上げておりませんが、そんな中で一応御議論いただくという形になるのではないかなあと、その中で一つの方向性を出していただくという形になるのではないかなあというふうに考えております。

ここまで私からの答弁とさせていただきます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

私の方から、まちづくり市民会議について御説明を申し上げます。

今、総務部長の方から巡回バスの関係については御説明させていただきましたけれども、事務局が企画課でございますので、まず市民会議の全体の今の活動状況について御報告をさせていただき、2点目のかるた事業の説明をさせていただきたいと思っております。

現在、まちづくり市民会議につきましては、愛西市の総合計画策定段階から市民と行政の協働によるまちづくりということを進めていくために設置がしてございます。現在25人の方に、第3期になりますけれども、委員として御活躍をいただいているところでございます。委員の皆さんには、まちづくり指標の推移をもとに成果目標、達成度を市民目線で確認や評価を行っていただき、議員からも御紹介がありましたけれども、各部会ごとに生活課題を選定し、行政が同じ手法を用いております有効性評価であります、ツールでありますロジックモデルを活用し、新規、そして見直し、廃止を含めた事業提案を行っていただいているところでございます。そういった提案を発表の機会としまして、提案の大会という位置づけで開催をさせていただいているものでございます。この提案の大会におきまして提案された事業については、各部会と事業担当課によります、すり合わせの後、市の事業として取り上げることができるかどうかを事業担当課で判断をし、理由を付して市民会議の皆さんの方へ回答をさせていただくといった流れで現在進めさせていただいているものでございます。

まず、市としましても実現できるものにつきましては、できるだけ市政に反映したいという考えの中、もう一つ前の委員さん方になりますけれども、そういった提案の大会で提案をされましたリバーサイドガーデン事業の中で花壇ボランティアの活動ですとか、たまり場コーディネーター養成事業のサロン活動等々の中で事業を市としても実施をし、また助成についても実施をさせていただいたという経緯もございます。そんなことで、全体の状況としての回答とさせていただきます。

そして、2点目の御質問でございますかるた事業と公園活用の提案評価はということでございます。この提案につきましては、複数部局がかかわるという中で、企画課の方で総合窓口として対応させていただいておりますけれども、愛西かるた事業の提案につきましては屋内、それから公園活用事業につきましては屋外といったさまざまな世代が交流することで、福祉の向上につながるという点につきましては、やはり市民の皆さんの目線による事業提案であるとい

うふうに評価をさせていただいております。大変有意義なものであるというふうに感じているわけでございます。市民会議の皆さんと事業関係課が集まりまして、総合窓口として企画課とすり合わせをさせていただいた中で、市民の方が主体となって事業を実施していくということで進めさせていただきたいと思っております。行政としましては、このかるた事業のために各素材の情報提供、または場所の提供、そういったこと、さらに同事業の周知啓発といったもので協力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、私の方からは高齢者技能バンク並びに助け合いづくりについてお答えをさせていただきたいと思っております。

高齢者技能バンクにつきまして、高齢者の方がこれまで培った知識、技能を活用していただきまして、地域のきずなづくりを推進しようとする提案でございますが、高齢者の生きがいづくり、あるいは社会参加の機会を得るということで有意義な提案であるというふうに考えております。ただ、期待される効果で地域の中での世代間のつながりというようなことで述べておられますように、地域の活用につなげるためのリストということであれば、やはり市が直接関与するというよりは、地域主導でリストをつくっていただいておりますかというようなことで、今回はそういう立場で臨んでおるところでございます。

それから、助け合いづくりにつきまして、近隣住民で助け合いを進めるということでございます。ただ、事業内容の中で、民生委員の活動の中で得た情報をもとにグループで協議してというふうにあるわけございまして、やはり民生委員さんが得た情報というのは、非常に慎重に取り扱わざるを得ない状況がございますので、その辺のところの御事情は御理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

私の方から、ふるさとづくりの関係について御答弁申し上げますが、その前段階で先ほど第1問目の遊休資産の関係でいろいろ御質問をいただきました。ちょっとごめんなさい、訂正させていただきますので、よろしいでしょうか。

まず、1点目が、駐車場の設置管理、運営の関係で、ちょっと私、勘違いをしております申しわけございません。駐車場の整備工事、まだ入札が終わっておりませんということを申し上げましたけれども、今、入札が終わりまして、現場の方は3ヵ所整備を進めておりますので、大変申しわけございませんでした。勘違いしておりました。ごめんなさい。

それからもう1点は、売却可能資産の関係で1万7,826平米という中で、先ほど内訳を申し上げました。その中で佐屋地区が16筆の3,269平米という答弁をいたしましたけれども、申しわけございません、16筆で6,695.65平米でありましたので、大変申しわけございません、訂正をさせていただきます。

そして、ふるさとづくりの方の関係につきましても、市民会議の皆さんの方から御提案をいただきました。大変とらえ方としては有意義な事業であるという担当の方も評価をさせていただいております。

そして、この活用については、ふるさと事業対象事業の中に、いわゆる町内会等が企画して行うイベント事業及び社会教育的な事業があります。そして、提案がありました各事業が、その町内における地域活動と、町内会でいいですよと、やりますよという話になって、それぞれ総代さんの方から申請を上げていただければ、当然対象事業として私の方としては取り組みさせていただけと。実は、このふるさと事業の関係も22年度から限度額の枠を拡大しておりますので、例えばいろんなイベント事業でも50万から100万という程度の拡大をさせていただいておりますので、その町内の中で事業というものをよく検討していただいて、それが地域内の事業ということであれば、当然総代さんを通じて申請をしていただければよろしいんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

### ○9番（鷲野聡明君）

それでは、再質問をさせていただきます。

今、総務課長の方から遊休資産の処分については、ネックになっている一つが売り払い価格の問題ということもお尋ねしました。旧4町村の購入、または寄附等の時点から10分の1ぐらいというようなこともお尋ねしました。現実には、私もつい最近ですけれども、1反当たり300坪、約150万の割で購入したという話をお聞きしたわけです。現実には反数、面積がまとまれば、それこそ1反当たり100万を切るような実勢価格も起きてきているというようなことを聞いています。そんなことから販売、あるいは処分単価がたとえ10分の1になろうとも前向きに、将来的にも使わない資産についてはきちっと処分していくべきじゃないかということを感じます。ずうっと草刈りをし続けたり、あるいは防草シートをかけたり、あるいはその土地については税収もございませんし、職員の維持管理の人件費等もかさんでいきますので、実勢価格といえますか、そういうことも見据えて一步踏み出していただきたいなということをお尋ねしますが、これについてお尋ねします。

また、総務部長の方から売り払いについては熟慮しているということをおっしゃいました。これまで、愛西市が発足してもう7年目と申しますか、毎年毎年いろんな施設を考え、計画的に用地も買収し、建物もつくってきているわけですね。そんなことで、それぞれ物件ごとに慎重に検討して事業を進めてみえると思うんです。ですから、買うのは毎年毎年計画的に買われて、処分するのがまた何年もかかるというのは本当に熟慮されているのかなあということをお尋ねします。

また、土地の価格というのは、購入価格、財産上の帳簿価格、あるいは路線価、あるいは評価額、担保価格、また実勢価格、いろいろ価格があるわけですが、実情をしっかりと見据えて、やっぱり財産審議会等についても副市長さんを中心に部課長10人のメンバーで議論してみえると思いますが、やっぱり生の声と申しますか、現場の声も聞く機会があった方が、より前向きに一步踏み出せるようなことを感じますので、ぜひ民間のと申しますか、市民のと申しますか、そういった学識経験者、あるいは有資格者の前例がないからとか、ほかはやってないからという意味ではなくて、愛西市だからこそ今、外部委員も必要だというふうに感じます。

ので、これについても再度お尋ねをいたします。

また、先ほどのまちづくり市民会議の関係は25人の方が、真剣に三つのグループに分かれて会合を重ねて、すばらしい提案も出てきております。その中で、有意義なものという今位置づけも多々出ておりますが、有意義なものというので終わらせるのではなく、やっぱりどしどしと大きな予算もかからないようなソフト的なすばらしい提案もあろうかと思っておりますので、愛西市として取り入れていくというスタンスでぜひやってほしいと思っておりますが、これについても再度お尋ねいたします。

それから、ふるさと創生事業の一環かと思うんですけども、愛西市の67の各総代さん等からいろいろ要望が来て、補助も出していただいて本当にありがたいなあというふうに感じているわけですが、総代さん、あるいは町内からの意見だけじゃなしに、ソフト的などいいますか、横ぐしのいろんなグループ、団体、まちづくりの情熱を燃やした団体、クラブ、サークルいろいろあると思います。そういったまちづくりに力を入れた団体、サークル、クラブについてもぜひ費用の助成を、たとえ1万、2万でも結構ですけども、より市民参加という見地からぜひ考えていただきたいというふうに思います。それについても再度お尋ねをいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。鷺野議員の質問にお答えをいたします。

土地の処分というのが進まない、あるいは土地をどんどん取得して事業をというような御指摘でありますけれども、今までもすべて議会の皆さんに御相談申し上げ、提案申し上げて、例えば斎場の件でもそうです、広いという意見がありました。しかし、現状、駐車場も広くてよかったな、まさにせんだってもお邪魔しました。もう30台ぐらいしか余りがありませんでした。ですから、その時々判断で事業は進めていくわけでありますので、その点はこれからもそういう提案をさせていただきます。よろしく願いをしたいと思っております。

そして、処分の点であります。今10分の1でも処分すべきという御提案でありますけれども、私、そういうふうには考えてはございません。大変厳しい今の時代で、土地の評価額も大変落ちていることも事実であります。ある立田、八開の方からも聞いております。1反100万だ、おっしゃっていただきました150万が、それでも売れないんだ、じゃあその中には何があるのでしょうか。後継者問題、あるいは1軒の家庭の事情などなどあろうかと思っております。しかし、行政として今処分をする考えの中で、きちっと臨機応変、その場その場の土地の状況を見て判断してまいりたいと思っておりますし、市が埋めた土地には、これも指摘いただいております。ごみで埋めたところもあるんです。掘り起こすと1億円かかるんです、そんなところは処分できません。現実をきちっと見ていただいて、余分なところを取得するというのであれば、どしどしこの場で発言いただき、修正してください。そうして進めていきたいと思っておりますし、議員の皆さんもこうした、あるいは企業があるということをお願いしている議員さんもあります。情報をいただいている方もあるわけでありまして、これからいつも、きのうも答弁で言いました、一緒になって進めたい、提案してくださいと言っているわけでありまして

で重ねてお願いをしておきます。そして、前もこれ鷺野議員に言いました。執行部の経験者として、もっとも私ども行政ときちっと話し合いを、連携をとって進めていきたいと思っておりますので、その点はくれぐれもよろしくお願いをしておきます。こんなことも言われました。農免道路、佐屋地区は片側歩道で、県の事業で進めた八開は両面で、佐屋をそうしなさいと、これはできませんと伝えてあります。立田をしなさい、できません、伝えてございます。それもひとつそういうことです。ですから、過去の事実をきちっと思っていて、アドバイス、助言もしていただいてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○総務部長（石原 光君）

審議会の関係でありますけれども、外部登用者もどうだという再質問でございますが、現時点で、先ほど私ども審議会の現状を申し上げました。ですから、現時点では外部の登用については考えておりません。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

市民会議の関係についてお答えをいたします。

提案に対して、再度、市の考えはということでございました。冒頭の御説明でも申し上げたように、市としましては実現できるものは取り組むという姿勢に変わりはありません。ただ、今回の提案の大会に基づく回答は6月29日に行いましたけれども、こういった中で市として取り入れないという事業もあったわけですが、そういったものに対しても、いい考えの取り入れるべき部分というのはあるわけですので、決して全くやらないといった考えは持っておりません。

また、まちづくりに力を入れているサークルに助成をしたらどうだという御提案でございますけれども、申しわけありません、今どういったサークルが活動されているのかすべて掌握を今私どもしておりません。そういったサークルに対する助成等、ボランティアも当然あるかと思ひますので、今後の検討課題とさせていただきます。以上でございます。

#### ○9番（鷺野聰明君）

市長さんの今答弁ございましたけれども、何か勘違いされていると思ひます。斎場の土地を購入云々ということをおっしゃったけれども、私も1から10まで斎場については賛成をしておりますので錯覚のないようにお願ひします。

いろんな事業をやろうと思うと、やっぱり財源が要りますので、基金から、あるいは借入金から、あるいは合併特例債からいろいろあるけれども、やっぱり自主財源を確保するという努力が少ないということを感じます。遊休資産をそのままにしておいて、安いのを高くなるのを待とうという考えかと思われましてけれども、やっぱりそういう遊休資産を長年持ち続けるということは、市が土地を持てば持つほど固定資産税も入ってきませんし、持つことによるマイナス経費もかかりますし、そういうことを考えたら、本当に現状、景気もよくありませんが、安くても将来ずっと使わないというものは処分していくべきではないかなということ、また議会の全協の席でも議員の皆さんの意見もぜひ尋ねてみてください。値上がりするまで、

元の値段まで待つという議員も多いかもしれません。私の考えが間違っているかもしれませんが、のでお願いします。やはり、年々借金がじわじわと膨らんでいるというのも実態です。本年度末、恐らく借金も300億円を突破するだろう。また1年後、2年後には、さらに市庁舎の建設とか、あるいは防災無線、これも当然必要でございますが、そういったことをこれからの新しい事業を取り組んでいくためにも、遊休資産をきちっと整理、処分をして財源の一部に確保しておくということは本当に大切かと思えます。土地の価格が元に戻るということは現状ではとても可能性が薄いというように思われますので、熟慮しているということは、いつまで熟慮しているのか教えてください。もうずうっと定年退職まで熟慮されているんですか。

**○市長（八木忠男君）**

臨機応変という言葉を使いました。ですから、今という考え方でありますし、将来そういうときが、別に元の値段でなんて言ってございませぬ。今そうすることには私はしませんということでありまして、それぞれお考えがあることは事実であります。皆さん方も、土地それぞれお持ちの方あるかと思えます。それぞれの判断が違ふと思えます。ですから、今の市の状況の中で、当然事業を進めていく中で財政計画を立てて、皆さん方御承知のとおり、今まで幾度となく説明してきています。ですから、これはいかんということであれば御指摘ください。全協で結構でございます。よろしく願いいたします。

**○9番（鷺野聰明君）**

今、総務部長から55筆云々ということも言われました。即55筆処分できるかといったらそんなわけにもいきませぬ。ただ、1年に10筆ぐらいつつ処分計画していけば、6年ぐらいでは段階的に整理、処分ができるのではないかなということをおもいます。むちゃなことを言ってるつもりはございませぬ。ぜひその辺を考えていただきたいなというふうにおもいます。熟慮の時間をせっかく売り払いの要綱、条例をつくられたわけですから、そちらの方向に向かっているということは重々認識もしてございませぬが、単価についてはさらに勉強していただいて、実勢価格も検討に入れながら、ぜひ前向きに一步踏み出していきたいということをお願ひします。

最後に総務部長から一言、市長以上の答弁はできないと思ひますが、心構え、意気込みだけお願ひいたします。

**○総務部長（石原 光君）**

考え方につきましては、市長の申されたとおりであります。ただ、勘違いをしていただひてはいけませぬが、やらないとは言ひておりませぬので、当然これは進めてまいります。その時点で皆さん方にお諮りをしながら進めてまいりたいというふうにおもっておりますので、よろしくお願ひします。

**○9番（鷺野聰明君）**

ちょっと今、最後に言ひましたけれども、もう一言だけ。やらないということをおもっているわけじゃないということはやるということだと思ひますけれども、熟慮の時間を短くしていただいて、段階的に計画的に自主財源の確保、あるいは借入金金の返済等、財源がいっぱいこれ

から要るわけですね、実は310億円という大きな借金をどうやって愛西市の6万6,000人の人口で、これから将来、三百数十億円というお金を返していくのかなということを感じますと本当に心配でなりません。行政側だけでなく、私自身も含めて心が痛いところでございます。ぜひ慎重に、また早急に、前向きに一步踏み出していただきたいということを切にお願いをしまして一般質問を終わります。

○議長（大宮吉満君）

9番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして再開をいたしたいと思います。

次に、通告順位10番の6番・永井千年議員の質問を許します。

○6番（永井千年君）

それでは、私は水道料金の問題と統合庁舎の建設・改修問題、この二つの問題について一般質問をいたします。

最初に、水道料金の統一と不公平な料金体系の是正はなぜできないのかについて質問いたします。

22年度の佐織地区の自己水源、地下水の割合は20.24%です。八開地区も含めた愛西市水道の自己水源率は16.7%となっています。今年度予算で3年に1回のカメラを入れての水源の状況についての調査が行われます。まず最初に、自己水源の維持についての市の方針を御説明いただきたいと思います。

二つ目に、1立方メートル当たりの県の受水費は68.23円に対して、自己水源は約15円と伺っています。4.5倍の差があるわけでありますから、原水費を低く抑えていく上で、自己水源を活用しながら県の契約水量も引き下げていくことが必要であります。どのような努力を行っているのか、17年度からの県の契約水量にも触れながら御説明をいただきたいと思います。

多くの水道事業体で、水量、口径による料金の累進性を強めて、一般家庭の料金を低く抑えています。家庭用の平均単価と家庭用を除くその他の用途の平均単価を比較しますと、名古屋市の場合は5.95倍の開きがあります。海部南部水道の場合でも1.69倍となっています。愛西市の場合、八開地区は超過料金は同じ金額で、佐織地区は超過料金は3段階で上がっていくことになっています。愛西市の場合、この家庭用の平均単価とその他の用途の平均単価の開きはどのようにしているのか、御説明いただきたいと思います。

私は、愛西市も他市に学んで、水量や口径による料金の累進性を強めて、家庭用単価を低く抑えていただきたいと思います。検討していく考えはあるかどうか、お答えください。

四つ目に、八開地区の料金体系の問題について質問いたします。

八開地区の料金体系は、2ヵ月で40立方メートル以上の家庭は1立方メートル当たり173.25

円で、10立方メートル以下の家庭の平均は1立方メートル当たり1,755円と、格差が10倍、つまり1立方メートル使うのに10立方メートル分払っていると同じになっています。少量使用者ほど高い、完全に逆累進性となっています。県の水道料金比較でも、全国水道料金ランキングでも八開地区の名前は出てきませんが、10立方メートルの料金比較では間違いなく全国一であります。この是正を先延ばしするのは許されないと思います。

八開地区の基本料金を佐織のように1ヵ月で10立方メートルにした場合の影響額は1,000万円弱という試算がありますが、この数字は経費節減の努力をすれば吸収できる金額ではないかと思えます。また、八開地区の料金を佐織地区の料金に統合した場合の試みの計算を22年度の数字で御説明いただきたいと思えます。

市長に伺います。市長は、県水100%にしてから料金統一を行うとたびたび表明されています。なぜ県水100%と料金統一の問題をリンクさせるのか、県水100%を料金統一の前提にするのか、何度聞いても私は理解できません。理解できるように御説明いただきたいと思えます。

私は、自己水源の長期使用、県水の契約水量の引き下げ、料金の累進性の強化、八開の基本水量の引き下げ、料金の早期の統合について述べてまいりましたが、これらの問題も含めて、市民の代表が参加する水道料金問題検討委員会を立ち上げて、早急に料金の統一と不公平な料金体系の是正に取り組んでいただきたいと思えます。その考えはあるかどうか、お答えください。

大きく二つ目の問題です。統合庁舎の建設・改修の設計に市民の声は反映されるのかであります。

8月20日に統合庁舎の設計についてプレゼンテーションとヒアリングが行われて、直後に特定審査会が開かれて、山下設計中部支社に設計業者が決定をいたしました。9月初めにその審査会の講評も公表されましたので読ませていただきました。私は、5社のうち、決定した山下設計と、評価点数が20点離れた点数が最下位の業者のプレゼンテーションとヒアリングを聞きました。具体的な提案資料を見ているわけではありませんので、正直言って、説明のうまさや受け答えのうまさ、あるいは音楽練習スタジオなどを複数つくる提案など、市民のニーズから考えてどうかなと思うようなことがありましたが、提案内容は断片的にしかわかりませんでした。

審査講評では、評価できる点として、東側道路に正面性とか、増築棟に市庁舎機能を集約とか、半屋外空間の創出、あるいは無理のない建てかえ計画、災害対策、耐久性の向上に細部の検討などと述べ、そして北側の表情のつくり方、「市民の間」の活用は課題だと述べていますが、こうした専門用語を交えた講評でありますので、大変わかりにくい印象を持っています。庁舎整備基本計画では、設計業者の選定は、設計者の発想や解決方法の提案を審査する具体的な設計案ではなく、設計者の考えを審査し、設計者、人を選定するとしています。決定した業者の発想・提案はどのような内容だったのか、どこが評価されたのか、具体的に御説明いただきたいと思えます。

基本計画でも、市は、子育て世代や高齢者、障害者のある方などから望ましい環境整備の提

案を受けながら設計を進めると述べています。どのようなやり方で市民の声を取り入れていくのか、設計業者とどのような手順、日程で協議し、基本設計、実施設計をつくっていくのか、お尋ねをいたします。

最後に、昨日の質問でも永和支所の存続を求める5,105名の署名が届けられたことが報告をされましたが、署名に込められた市民の声は大変重いと思います。永和出張所については、事務の取扱件数もありますが、何よりも大切なのは距離的な利便性から見て必要だということがあります。統合庁舎の設計と3庁舎2出張所の活用方法、そして行政組織の改革との関係は今後どのように調整されていくのか、お答えいただきたいと思います。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

それでは、順次御答弁申し上げます。

第1点目の市の方針はというところでございますけれども、自己水源の維持について、水位測定、揚水量測定、水質・水温の監視を行いまして、これらの情報を整理し、井戸の能力等の維持管理を行っております。また、平成20年度から定期的に原水の指標菌等の検査を実施する必要が出てまいりました。そのため、井戸内の撮影を3年に1回、ケーシング及びストレーナーの状況を確認することも一つの方法とされています。今後も継続的に日常の維持管理を行っていきたいと思っております。

2点目の、契約水量を引き下げていく必要がある、どのような努力をということでございますけれども、県水の契約水量については、1日の最大配水量、井戸の揚水量、配水池の水位を見つつ、安定した給水ができるよう水量の契約を行っております。

3点目の、家庭用単価とその他の用途の単価の比較ということでございますけれども、佐織地区の上水道料金については逓増制をとっておりますが、八開区域の上水道料金は逓増制をとっていない状況であります。平成21年度における愛西市水道事業料金の一般家庭収益は全体の94.9%、その他5.1%となっており、他の企業体と比べると非常に少ないのが現状でございます。

第4点目の関係でございますけれども、創設当時の料金でございますので、逆累進性ではないと思っております。

5点目の、経費節減の努力をすればということでございますが、この金額の算定でございますが、平成22年度決算ベースの八開地区の水道使用料金を佐織地区の料金に置きかえて試算しますと、八開調定の金額で約2,200万円の減となります。現在においても経費節減に努めておりますので、無理ということ考えております。

第6点目については、料金の統一は県水100%という考えをっております。経営健全化を図るため、水道事業の運営を行うよう料金の設定をとの考え方でございます。

7点目の関係でございますが、水道料金問題検討委員会の立ち上げについては、純損失を積み上げた未処理欠損金により累積欠損金が発生している状況であれば、企業経営の健全化に何らかの課題があり、料金の改正が必要と考えます。水道料金問題検討委員会の立ち上げについては、現在のところ考えてはおりません。以上でございます。

## ○総務部長（石原 光君）

それでは、統合庁舎建設の関係で関連して3点御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど御発言がございましたように、8月20日、プレゼンテーションを実施いたしております。そして、先ほども触れられましたように、その後の特定審査会の講評についてもホームページの方に既に公表させていただいております。

そして、提案の内容はどうだったかという御質問でございますけれども、今回、愛西市統合庁舎建設・改修設計業務プロポーザル実施要領に基づきまして、2次試験で2件のテーマについて技術提案を求めたところでございます。テーマ1につきましては、既存棟と増築棟の機能分担と連携及び工事期間における行政機能、市民サービスの維持に関する提案、そしてテーマには、建物の耐久性及び災害時における防災拠点としての市庁舎に関する提案でございます。この二つの提案、大きなテーマを二つ掲げまして、それぞれ技術提案をしていただいたというところであります。そして、この2件のテーマにつきましては、特定審査会、これは愛西市統合庁舎建設・改修設計業務受託者特定審査会で定めていただいております。

そして、技術提案の内容についての御質問でございますが、これは愛西市統合庁舎建設・改修設計業務プロポーザル特定審査委員会委員長・鈴木氏から、それぞれ提案に対して講評がされております。当然これも一応講評されておりますので、そういった視点で御答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、御案内のとおり、最優秀者の株式会社山下設計中部支社でございますけれども、順次紹介をさせていただきたいと思っております。まず1点目が、従来東側に整備されるアプローチ道路に対して、既存改修棟、増築棟及び公民館が正面性を持つような全体配置がとられているという提案がなされております。そして、既存棟は市民協働のためのスペースとして、増築棟は市庁舎機能を集約し、明確に機能分離していることが一つは特徴であります。そして、両者を大屋根で覆うことで、市民が集うことのできる半屋外空間「市民の間」、先ほどもお話がございましたように、「市民の間」を創出していると。これも一つ、提案の特徴でございました。そしてまた、工事期間中の行政サービス維持のための駐車場確保、設備系統のやりかえなど、無理のない建てかえ計画が示されていると。これが一つ、提案に対しての講評も含めた中での回答、講評となっております。

それからさらに、地震、水害に対する災害対策及び耐久性の向上に対する細部の検討を行っていることが全体の提案の内容から読み取ることができまして、全体的に高い評価を得ることができたと。これは特定審査会の一つの意見です。これは講評の方にもきちんと付記がされております。ただし、北側道路に対する市庁舎としての表情のつくり方、「市民の間」の具体的な活用などの課題も指摘されておる。これは「市民の間」が提案されたわけではありますが、その具体的な活用がもうちょっとされていないと。これが一つの課題かなというのがその特定審査会での一つの講評でありました。先ほど申し上げましたのが主な提案内容でありますし、それに対しての特定審査会の講評であります。

それから二つ目の、市民の皆さんの声を踏まえて設計業者とどのような手順、日程で協議、基本設計、実施設計を行っていくのかという御質問でございますけれども、現在のところまだ業者が決定をしたところでありまして、契約事務を進めていく中で具体的に設計業者と打ち合わせをまだ行っていないのが現状であります。ただ、愛西市庁舎整備基本計画を基本に置いて早急に設計業者と打ち合わせを行い、手順、日程を決めてまいりたいというふうに現時点では考えております。

そして、業務につきましては、平成23年度、平成24年度の2カ年の継続事業としているのは御案内のとおりでございます。23年度には基本設計を行い、年度末にパブリックコメントを実施いたしまして、平成24年度には工事発注に向けての実施設計を行ってまいります。パブリックコメントを実施するということは、それぞれ皆さん方の意見の内容を見させていただいて、反映できるものはその設計の中に反映していきたいという市のスタンスに変わりはありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから3点目の、3庁舎2支所の活用方法、行政組織の改革との関係はどのように調整を今後するんだという御質問でございますけれども、まず活用方法の関係であります。立田、八開、佐織庁舎の活用方法は、現時点では未定でございます。支所機能における職員数及び必要面積を立田、八開はそれぞれ6名以内132平米、佐織は12名以内413平米と試算をしております。

そして、支所として現庁舎を残すことは維持管理経費等の無駄が生じるため、取り壊し、部分取り壊しの検討も含めて、一部取り壊しも含めて、それを視野に入れて検討をしているというのが現状であります。ただし、八開庁舎は耐用年数もありますので、なおかつ耐震化の基準も満たしておりますので、他の公用の利用と申しますか、活用を検討しておるのが現状でございます。中身の具体的なものについてはまだ未定であります。ただ、先ほど私が申し上げましたが、これは出張所の取り扱い方針と申しますか、それは各議員の方にもお渡しした経緯がありますけれども、その中で一つ、それぞれの庁舎、出張所の活用、メリット・デメリット、そういったものを一応整理したものをこの報告書の中にまとめてありますので、その現状を私は申し上げたので、その点、お願ひをしたいと思います。

そして、市江、永和出張所は、現在併設しておりますコミュニティセンター、公民館を継続していくというふうに考えておりますので、出張所部分だけ取り壊すという考え方は現時点では持っておりません。以上です。

#### ○市長（八木忠男君）

永井議員の質問に私の方からは、県水100%をなぜリンクさせるかということでありまして。

これは、合併して一度値上げをお願いしました、佐織地区。合併前も佐織は値上げしました。そうした折にも、県水を100%に持っていくべきと、合併してから。説明をしてくれておりますし、基本的な基本点の一つにして住民の皆さんに説明をきちんとできる状況でなければいけないと判断しておりますし、今そうでない方法があればまた永井議員から御提案をしていただけたらいいと思ひますし、この統一についても大変難しい状況があることも皆さん方に説明して

ございます。下水道料金統一と同じようなとらえ方があるんじゃないかなということでありますので、県水を100%に佐織を持っていくべく、そうした考え方でいるわけであります。それ以後、料金統一をあわせてということで考えております。

#### ○6番（永井千年君）

それでは、順次再質問いたします。

まず自己水源の問題ですが、カメラを入れて、聞くところによると来年の2月ぐらいにカメラを入れるという話であります。その結果によって自己水源の能力アップというのは可能ではないかというふうに思いますが、一日でも長く自己水源を維持して市民の負担軽減につなげていく努力が必要ではないかというふうに思いますが、これは、今市長が言われた県水100%と自己水源を一日も長く活用していくということは何の関係もない僕は話だというふうに思いますが、市民の負担を軽くしていこうと思えば、県水100%ではなくて、自己水源が使えるうちはできるだけ長く使うというのが当たり前ではないかというふうに思いますが、その点、今のちょっと説明だけでよくわからなかったんですが、もちろん修理ということに関して言えば、修理にどれぐらいお金がかかるかとかいうことも出てくるかと思いますが、やはり最大限使っていくということがまず大事ではないかと思いますが、そういうふうな立場に立っていただけないのでしょうか。担当部長から答弁を求めたいと思います。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

井戸水の関係でございますので、南水でも一緒かと思えますけれども、飲料水以外のものです。例えば洗濯するとか、そういうものでしたら井戸水の利用というのは可能ではないかなということだと思っております。能力アップ等々も言われておりますけれども、確かに3年に1度ずつの検査によりまして地下の状況がわかるわけでございますけれども、それでまた能力アップを図るのかどうかというのもそのところで判断するわけでございますけれども、やはり下の状況がどのようになっているのかというのは、だんだん砂が埋まる状況ではないかなということだと思っておりますが、その点は一度確認しないことにはわからないという現状でございます。

#### ○6番（永井千年君）

市長にお尋ねしますけれども、仮定の話でありますけれども、来年の2月ごろに一番水が少ないときにカメラを入れ調査すると。その結果、これなら修理可能だということであれば修理する。例えば管が、入れかえというような工事方法とか、いろんなことの検討をかつてもされたようではありますが、これは見てみなければわからないという説明も担当課の方でありましたが、市長としては、そういう可能性が出てきた場合は、それは最大限そのための努力をするという立場にぜひ立ってほしいと思いますが、その点の考えをもう一度ちょっと確認したいと思いません。

#### ○市長（八木忠男君）

ちょっと説明不足かもしれませんが、過去、私も何度か佐織時代からこの水源についてはカメラを入れて調査し、水流、水脈ですね、いろんな地下水の流れ、脈が変わってきていると。

これはいつまでも利用できないのではないかという、そうした説明もしてまいりました。わかりませんが、将来的に水脈がどんなことにとということまでは結論づけできませんけれども、将来的に予想として難しい状況があるんじゃないかということ、県水100%に近づけてきていることも事実であります。以上でございます。

#### ○6番（永井千年君）

17年以来、自己水の率が、多少上がったりがったりしてはいますが、それでも2割前後のところはきちんと今維持されておる現状があるわけでしょう、この6年間。だから、県水100%に近づけるといのは、それは目標なんですか。結果として、自己水を一生懸命修理しながら維持して努力したけれども結果として県水100%に近づいていくといのは、もしそういうことであればわかりますけれど、目標にするといのは違うんじゃないかと思うんです。2割の自己水源が今後も維持できるという、例えば来年の検査のときにそういう方向がわかれば、そのためにまず努力するということであって、県水100%を目標にしないでいただきたいと思うんです。結果として到達するんなら仕方ありませんよ。だけど、最初から、まだ自己水源がどうなるかわからないのに県水100%を目標にする方向といのは、僕は納得がいきません、その点は。そうなるかもしれませんよ、将来。その点はもう一度ちょっと、その目標にするかどうかということについて説明をいただきたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

これは最初から言ってきておりますので、今私を変えることはありません。当然この後、南部水道との統一も考えていかねばいけないということでもあります。これは合併協でも将来的に新市でもってということでもありますので、考え方は変わってございません。

#### ○6番（永井千年君）

答えていただけないようでありますけれども、先に行きます。

県の受水費が68.23円と自己水源が約15円、トン当たりね。という状況ですが、もし22年度の自己水源を県水に切りかえた場合の県水の受水費といのは幾らふえるのか、これも計算していただいていると思うんですが、ちょっと説明をいただきたいと思います。

#### ○上下水道部次長兼上水道課長（八木恒夫君）

県水の受水費の関係ですが、最大限の、要するに県水については先ほど言いました1日最大配水量、これが全部の県水の通常承認水量となりますので、そうした場合、試算で約4,000万から5,000万、県水の受水費が上がると見込んでおります。

#### ○6番（永井千年君）

単純計算いたしますと、22年度の水量で、県の受水費は3,632万円という計算にはなりますよね。ここから自己水源分を引くと2,833万円と。これで世帯当たり3,000円、4,000円という金額になると思いますが、非常に大きな負担につながっていくわけでありまして、何としてもこれは避けていただきたいというふうに思います。

特に県水100%に、南水でもそうですけれども、大口の利用者がふえたり減ったりとか、夏場と冬場の格差が激しい場合、県の受水契約量が大変ふえてしまうわけで、今、愛西市の水道

の場合は自己水源でもってその辺が調整できるというメリットがあって、その分も含めて県水も低い契約水量でいいということになっているんだらうと思いますので、その点でも何としてもやはり自己水源というのは維持して県の受水費を引き下げていかなければならないというふうに思いますが、そういう調整弁としての自己水源についてはどのような考え方なのでしょうか。

#### ○上下水道部次長兼上水道課長（八木恒夫君）

先ほど市長が言われたとおり、県水100%という中で自己水源のあり方ということですが、現在の使用については、県水の承認水量、当然1日の最大水量まで至っておりません。その分を自己水源で調整というか、そういうことでやっております。自己水源についても、先ほどの話のとおり、井戸の内部調査等やり、ストレナーの関係等も見ますけど、現在の状況でも、二つストレナーがあるわけですが、第2ストレナーの方については埋まっている状態で、前回の調査でも上の第1ストレナーのすぐ下まで来ているという状況ですので、この井戸についてもいつまでくめる状態が続けられるのかというのもこれからの調査の結果で出てくるかと思えます。井戸については現在このような状況で、水位の調整とか、例えば県水の点検で、例えば年に二、三回ほど朝の10時から午後の3時まで点検のため県水の流入をストップするという場合もありますので、そのときにはそういう調整もありますが、そういうことも考え、これから県水の承認水量については考えていかなければならないなと思っております。

#### ○6番（永井千年君）

今の担当課長の説明については、十分に調整するという点で役割を果たしているし、現に4,000万から5,000万の受水費の圧縮に現状はつながっているということでもありますので、これは何としても頑張って維持していただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それから、これはぜひ検討してほしいということで、先ほども逆累進性でないといっておられましたけれども、八開で二つで40トン未満については逆累進性に当然なっておって、40トンを超えると、こう来てフラットになると、八開は。ということだろうと思いますが、佐織の場合は3段階で料金が上がっていくという緩やかな逡増制、他の市に比べるとそのふえ方というのは大変緩いんですけれども、それでも一部そういうふうに緩やかに料金がふえていくという結果になっています。これは、低所得者、あるいは低水量の少量水量の方の料金をやっぱり下げていく、家庭用全体を下げていくという点でも、大口利用者についてはたくさん負担していただく。

それから、13ミリから20ミリの口径についての料金も他の市では違っておりまして、水量・口径どちらかで累進性になっているところと、両方ともかみ合わせて累進性になっているところがありますが、今の答弁を聞きますと、愛西市の水道についてはその累進性が極めて弱いということでもありますので、ぜひこれは他市の料金体系なども検討していただいて、たくさん使っていただく人から増収が図れるように検討していただきたいと。もしそういうところで少しでも増収が図れれば、今の話で、八開との統合の問題、20トンと10トンにすると、基本料金を。

これが1,000万弱と。それで、完全統合する場合でも約2,200万という数字が今示されましたけれど、それはその程度の金額というか、全体が4億数千万の収入でありますので、その点で、そのぐらひはそういう料金体系を変えることでも吸収できるはずだろうと思いますし、経営的な経費の節減の努力でも吸収できるやり方だろうと思うんですね。

海部南部水道の場合は、累進性は44事業体の中で10番目ということになって、ちょうど真ん中あたりなんですね。ですから、この点でもぜひ検討していただきたいと。料金体系を今後どうするかという点で、他市のこういう例を学んで検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

#### ○上下水道部次長兼上水道課長（八木恒夫君）

料金の問題については、愛知県下46団体あるわけで、そのうち基本料金制をとっているのが愛西市とあと9団体だったと思いますが、ほとんどの水道事業体については現在のところ口径別の料金で、一度に多くの水を使われる人には多くを払ってもらおうという考えの中で口径別の料金を取っているということで、今後の料金の改正についても、この辺も考えて検討をしたいと思います。以上です。

#### ○6番（永井千年君）

ぜひ検討を早めていただきたいというふうに思います。

それから八開の問題であります、2ヵ月で20トン未満の世帯が226世帯あります。この226世帯が使う水量は2,128立方メートルということですから、これが今の40トン以上の料金173.25円で計算した場合は36万8,676円という単純計算になります。基本料金を1ヵ月10トンにした場合の料金が78万3,090円と。現在は156万6,180円払っていることになります。これは2ヵ月の話ですね、すべて。差は78万3,090円ということですから、年間にすると469万8,540円ということです。これは営業収益が先ほど言いましたように4億3,845万1,000円ということですから、その点でも十分に努力によって吸収できる金額ではないかというふうに思います。そういう試算ですね、改めてちょっと、基本料金体系を変えた場合、変えた場合というのは、2ヵ月で40トンで6,930円というやつをその半分にすると、10トンになれば。ということだけじゃなくて、基本料金を上回る金額についても、変える場合と変えない場合、今までどおりの173.25円にしなから基本料金だけを半にした場合の試みの計算が1,000万ということなんでしょうか。その辺のちょっと計算方法を教えてください。

#### ○業務課長（鈴木幸雄君）

質問内容と若干違うかもしれませんが、まず2,200万の影響でございます。こちらの方におきましては、月平均で、2ヵ月に1回でございますが、366万の影響がございます。これを、年6回ございますので、概算、22年決算ベースで言いますと約2,200万、その内容で置きかえますと全体の調定額に対する22年度は4億4,750万2,360円、それを佐織の料金に八開分を置きかえますと全体で約4.9%の減、これが佐織料金に置きかえた分でございます。また、その全体の八開料金の20トン以下の基本ベースでございますが、2月40トンまでが6,930円でしたが、これを全体に置きかえて試算をして半にした場合のケースが、全体を見直した場合が1,000

万という形になってございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○6番（永井千年君）

基本料金だけ変えるということですか。基本料金の半分にすると、6,930円がその半分になると、ただそれだけの計算で今言った1,000万弱という数字になるわけですか。

○業務課長（鈴木幸雄君）

基本料金部分でございますが、6,930円をただ単純に半分に変えた場合でございます。その影響額が約1,000万円でございます。

○6番（永井千年君）

皆さんも今聞かれたように、影響額というのは1,000万切れるというような状況であります。10トンの料金は、きょうも朝、ランキングを見てきましたけれども、水道料金の。やはりまた日本一になっておりました。早くこの点は返上していただかないといかんというふうに思ひます。ぜひこの点も、先ほど料金、累進性の話でぜひ検討してほしいという話をしましたけれども、この点も一緒に検討していただきたいと。

それから、昨日も下水道料金の統一の方向性について議論をされております。それから、是非はありますけれども、一応の漠とした方向性が示されております。これも反対の方、よく理解できないと思ひている方もあるかと思ひますが、一応示されております。5年ごとに見直して、将来的には一本にするという言い方をされております。

先ほど、料金問題検討委員会は、そんなものはつukらないというふうに言われました。経済建設委員会で養父市を視察に行つてまいりました。ここは旧4町が合併したところでありますが、下水道も上水道も、上水道が5通りで下水道が8通りかな、大変複雑な料金体系になっておまして、16年の合併であります。17年には検討委員会を立ち上げたり、あるいは料金統一に向けての基本計画を策定することをやったり、あるいはそれを審議会にかけるといふ手順を踏んできています。そういう手順を4年間踏んで、21年から改定したと。改定した内容というのは高いところに合わせるというものでありますので、私は納得があまりできなくて聞いておつたんですけれども、どちらにしても、そういう手順がきちんと踏まれていると。10トン未満については一部下がるということも報告されておりました。ですから、このように養父市の場合には時間をかけて議論を積み上げてきたということでもありますね。

愛西市の場合は、今の話だと、自己水源が長く続けば続くほど100%に到達するまでは料金統一は行わないという変な話になってしまうわけでもありますので、何としてもこれは県水100%とは切り離して、今私が言いましたさまざまな角度から検討して、今後の料金をどうするかという検討委員会を市民の代表をちゃんと含めてやっていただきたいというふうに思ひますが、その点、再考していただけないでしょうか。市長、その点はどうでしょうか。このまま何の検討もせずには県水100%まで待つているおつもりなのか。他市の例のように、検討委員会などを立ち上げて議論を積み上げ、料金の体系も同時に検討していくというふうにしていただけないでしょうか。

○市長（八木忠男君）

視察のお話も聞かせていただきましたが、よく深くは私は存じ上げませんが、高い方に合わせられてオーケーなら、それにこしたことはございません。永井議員、旧佐織、八開の水道料金のことを御指摘であります。当然、議員団の中でも加藤議員がお見えでありますけれども、この件について、本当に今永井議員がおっしゃっている状況、佐織が上がって八開が下がるということは間違いないわけでありますが、私どもの試算でも。それは当然結構です、それはそれで。そこへ持っていく過程としてどうあるべきかということを私どもは十分考えて御提案をさせていただくつもりで今までも進めてきておりますので、その点は御理解をいただきたいと思えます。

#### ○6番（永井千年君）

だから、八開が下がって佐織が上がるというふうにならないように、いろんな方法がこれがありますよということをお先ほどからいろんな角度から申し上げているわけで、そのように決めつけて、市長の考え方は変わらないようではありますが、例えば今の話で、料金体系を変えるとことだって行えば、十分八開分を吸収できるような料金体系というのは僕は可能だと思うんですよ。もうちょっと総合的にその辺を考えていただくようにならないでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

いろんな施策がそうですが、市民、住民の、これは愛西市民全員であります。その皆さんにきちんと説明ができて、理解をいただいて進めなくてはいけない大きな内容を持っております。おっしゃっていただいた集排の下水の統一でもそうでした。上がる場所もあれば、下がる場所もありました。すべてがそういうことです。おっしゃっていただいた内容でもって、よい提案がありましたらぜひ教えてください。参考にさせていただきます。よろしくお願いします。

#### ○6番（永井千年君）

だから一生懸命参考にしてもらおうと思ってしゃべっているのに、なかなか通じないようでありますので、今後も引き続きこの点は提案をして、検討していただくようにしていきたいと思えます。

時間がないので、統合庁舎の問題に移ります。

私が聞いたプレゼンテーションだと、基本構造は4階だとか一部5階だとか、津波の5時間後に到達するからとかいう具体的な話だとか、それから免震構造は最新のものを使うだとか、重要書類は4階に保管するだとか、既存庁舎の耐震改修は二、三十年は維持できるようにするとかいうような話なんかもありました。

そこで私が最も知りたいのは、6月議会でも指摘しましたように、この1万1,500平米の床面積や35億円の工事金額を縮減する提案があったかどうかであります。私は2件聞いて、最初のところは1億3,000万ほど縮減効果があるという説明をしておりましたけれども、この点はいかがでしょうか。

#### ○総務部長（石原 光君）

1万1,500平米と、それから35億、業者の提案の中には個々具体的にそういった数値を提案として出されたところもありました、事実。ただ、基本は私どもの基本計画があります。その

中にもきちんと1万1,500平米というのはうたっておりますし、上限については35億円以内ということもうたっております。ですから、今後一応、まだこれは中身を全然詰めていないわけです。今回のプロポーザルというのは、業者を選定するためのいわゆる技術提案と。ですから、提案されたものがすべて基本設計に反映されるものではありません。ですから、今後、当然市の方の考え方もありますし、財源の関係もあります。それから当然特別委員会の方の御意見も承る、市民の皆さんの意見も承る、そんな中で詰めていきたいというふうに思っておりますので、その点は御理解がいただきたいと思っております。

#### ○6番（永井千年君）

基本計画の中でも、今部長が言われたように、本当に必要な機能や施設を整備していく必要があると。どうしても必要なものに限るという観点から、削れるものは削っていくというふうな努力をしていただきたいというふうに思います。

それで、市民の声をどう反映するかということですが、この基本計画に書かれているような、設計に提案を反映するという、これは例えばどういうやり方で反映していこうとしているのか説明ください。

それから、今回の設計業者の提案というのは、たたき台になるのか。いや、人を選んだだけだから、また白紙でいろいろ協議していくということになるのか。たたき台ということであれば、こういうたたき台が出たよということはやはり明らかにしていただく必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

#### ○総務部長（石原 光君）

確かに今回、山下設計事務所の方からも、市民の声を反映と。その手法を、当然市としてはパブリックコメント、こういった手法でやっていくつもりは変わりはありませんけれども、それ以外に、要は業者の方から提案された手法、どういった手法があるんだろうか、先ほど申し上げましたように、これから業者の方と一つ一つ詰めていく段階になりますので、その辺はきちんと業者の方の考え方を聞きたいというふうに思っております。現時点ではこうするということがちょっと言えないもんで申しわけありませんけれども、今後詰めてまいりたいというふうに思っています。

それから今永井議員がおっしゃったように、たたき台、当然そうです。技術提案、一応案として出されたものですから、その中には先ほどおっしゃったように免震工法という技術的な提案もされていますし、それから「市民の間」というような提案もされています。ですから、今回出されたそれぞれの提案というのは当然たたき台になるというふうに私は理解しております。ですけど、それがすべてその基本設計に反映されるかということになると、これからのそれは問題でありますので、いずれにしても、たたき台、案というふうに理解はしております。

#### ○6番（永井千年君）

ぜひ市民の声を反映という点は早く具体化して、市民に知らせるというふうにしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから最後に、3庁舎と出張所の活用方法と行政組織の改革との関係であります。

をもう少し具体的にさせていただくと。先ほどの話を聞きますと、立田と佐織については取り壊し、部分取り壊しがあるかもしれんよと。八開は他用途で使うかもしれんよと。市江や永和については、市江については、永和については触れていないんですけど、コミュニティーとして活用していくということでその取り壊しの話は出ておりませんが、既に今、部長の説明であるように、そういう具体的な話が一部あるわけありますので、これらの点は、市民にとって支所がどうなるのか、出張所がどうなるのかということは大きな関心でありますので、ぜひその検討する手法についてももう少し具体的に明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから行政組織の改編、今度の計画というのは330人庁舎の中に職員が入るという計画だけれども、これも行政改革によっては変わるかもしれんという話と、それから庁舎、これは企画部長が6月議会にも言われましたけれど、倉庫とかいろんな関係では、既存の3庁舎の活用がどうなるかというのは今後検討されるということで、そういう話も触れられていたと思うんです。その辺、ちょっともう少し整理して説明していただけないでしょうか。

#### ○総務部長（石原 光君）

先ほど来申し上げておりますこの活用につきましては、先ほども答弁の後段に申し上げておりますように、これは皆さん方再度読み返していただくとありがたいんですけども、出張所整備検討報告書の別紙ということで、その既存庁舎を活用した場合のメリット・デメリット、それから支所としての整備方法はこういった手法があるんだろうかということをごここに一応記載をしてオープンにさせていただいております。その中で現時点で考えられることを申し上げたつもりでおりますけれども、議員おっしゃるように、今後その手法、当然これはスケジュールに合わせてきちんと明確にその活用、方針を出していかなければなりません。当然これは、例えば取り壊しということになれば理解もしていただかないかんですし、当然それは事業費的な問題も出てまいりますので、当然そういったものを総合的に内部でよく検討した中で、いずれか皆さん方の方へもきちんと方針をお示ししたいというふうに考えております。その前段で、特別委員会もありますので、そちらの方へもきちんとお話をしたいなというふうには考えております。

#### ○6番（永井千年君）

ぜひ、これでまとまりましたよということで発表するんじゃなくて、いろんな選択肢、今こういう選択肢をいろいろ検討しておるということは改めてやっぱり中間的に何度も出しながら、市民の声も聞きながら進めていただきたいというふうに思いますので、ぜひ3庁舎と永和出張所については残す方向で再度検討していただきたいということを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

#### ○議長（大宮吉満君）

6番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとりたいと思います。再開は13時30分からといたします。よろしくお願いいたします。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（大宮吉満君）

お昼の休憩を解きまして、再開をいたしたいと思います。

次に、通告順位11番の5番・下村一郎議員の質問を許します。

○5番（下村一郎君）

一般質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

ちょっとその質問の前に、先ほどの市長の答弁で、真野議員、加藤議員の名前を挙げられまして、2人は市長の考えに同調しているように、そういうニュアンスの答弁をされました。私が2人に確認したところ、そういう事実はない、市長に同調していないという回答がありましたので、市長に申し上げておきたいと思います。

さて、私の質問は、愛西市の活性化についてでございます。

愛西市の活性化について特にどうかなと思う点が今出てきておまして、実は愛西市の人口が合併以来、毎年減り続けているということに気がつきました。またこれと連動するように、高齢化率も平成17年に19.94%だったものが、平成22年度には24.02%と高くなってきております。市の資料によりますと、人口は旧の市町村すべてが減っております。議員の皆さんには資料をお配りさせていただいておりますけれども、この資料を見ても各町内の多くで減少となっております。愛西市は名古屋という大都市の近郊に位置し、市内を名鉄、JR、近鉄が走り、東名阪、国道1号線、155号線も走るまちですので、人口の減少が続くことに私は非常に危惧を抱いております。市当局はこの人口の減少についてどう見ておられますか、御見解をお聞かせください。

あとは自席でお伺いしますので、よろしく願いいたします。

○副市長（山田信行君）

それでは、まず私の方からお答えをさせていただきます。

人口比較のデータ表を御用意いただきまして、ありがとうございます。この表によりますと、人口は6年間に574人減っていることとなります。ちなみに、65歳以上の人口はといいますとこの6年間で3,200人ほど減っておりますので、おっしゃいましたように高齢化が進んでいることがよくわかりました。

そして、この人口減少というのは全国的な傾向でございます。愛知県下の状況も見てみましたところ、やはり本市の人口減少数を見てみますと、昨年行われました国勢調査で5年前と比較しまして、57市町村ある中で愛西市は7番目に減少数が多いまちでありました。そういったことから、この人口の減少を人口ピラミッドに当てはめてみますと、やはり頭でっかちのような少子・高齢の年齢構造を示しつつあります。ですから一般的に言えば、将来に向けて生産人口が少なくなり、消費人口がふえていくというようなことでございますので、やはりまちの活力だとか発展性、そういった面で影響が出てくるのではないかと心配をしているところでもございます。以上でございます。

### ○5番（下村一郎君）

資料にありますように、市の資料を私の方で整理をしまして表にしました。平成17年3月31日と平成23年4月1日の二つを年齢別に比較してみましたら、同年齢で三つのグループが大幅に減っていることに気がつきました。一つはゼロ歳から8歳までの減少が1,033名、二つ目は17歳から35歳までの減少が3,143名、さらに50歳から60歳前後までが3,029名の減となっております。この数字は増の部分が入っていませんので減数が大きくなっていますけれども、いずれにしても三つのグループが減少しております。

私の素人分析ですが、ゼロ歳から8歳までのグループの減少は、愛西市も少子化があらわれていると思います。17歳から35歳のグループの減少は、大学を卒業して就職したが、残念ながら愛西市に戻ってこないで他の自治体に暮らされているというような印象を受けます。さらに、50歳から60歳前後の減少は、子育てがほぼ終わった方々が新しく住むのに愛西市以外を選択したのではないかと思うのであります。市当局はこの私の素人分析についてどう思われますか、お伺いいたします。

### ○副市長（山田信行君）

まず私からお答えさせていただきます。

三つのグループが減少していることについて見解を述べておられますが、まず1グループのゼロ歳から8歳までの人数が1,033人減っている、これはやはり出産適齢期の若者が減っていることに加えまして、合計特殊出生率も下がっているという少子化がこの20年来続いてきている中での減少数だと、素直に減っているものだと思います。ただし、二つ目のグループ、17歳から35歳までの3,143人と、50歳から60歳までの三つ目のグループ、これにつきまして、まず35歳までのグループの関係につきましては、第2次ベビーブーム世代の人たちが36歳以上の区分に年齢進行で区分が移っただけでありまして、これだけの実数の減少はないものと見ております。そして、60歳までの関係で3,029人減っていると述べておられますが、こちらの方も戦後の団塊世代が61歳以上の区分へ移ったものでございまして、表をごらんいただきますと61歳から64歳までの人口が多くなっていることから、年齢進行が裏づけられていると思っております。

要は、同じ年齢同士で比較をされたものですから極端にこういった大幅な人口減が示されておりますけれども、6年間、実際には574人しか実際の人口は減っていないということでございますので、転出などによる実際の極端な人口減ではなく、やはり少子化の影響だけの人口減少だと思っております。

そうした中で、まず大学生の関係でございましてけれども、少子化の減少はもう20年来続いておりますことによって、若者の絶対数が減少していることはお互いに認める場所だと思っております。そして、その大学を卒業されたら、そのまま就職する人の人数というのは、これはもう合併前の時点からそういう状況が現在に至るまで続いていると思っておりますので、大学生の転出が今ここの合併してから急にふえたという状況ではないと思っております。要は、こうした大学卒業生をいかにふるさとへ戻ってこさせるか、それが一つの問題だと思っておりますが、こ

の問題解決に向けては、やはり住宅事情だとか通勤の問題、加えて雇用の確保、そういった難しい問題がいろいろあると思いますので、こういった問題の解決がこれから大きな課題になってくるものだと思っております。

そして、50歳代の人が転出をしていかれる、要は子育てが終わったらよそへ行かれるというふうに述べておられますけれども、これも先ほど申し上げましたように、団塊の世代の年齢区分が変わっただけだと私どもは考えております。その裏づけの一つとして、例えば団地の世帯構成などを見ても、やはりお子様が結婚されると、お子様方はどこかよそへ出て行って別居を構えられる。うちには親御さん、要は老人夫婦が残されているだけと。そういった傾向がよく見かけられるのではなかろうかと思っておりますので、やはり老人はこの愛西市に残っておられると思っております。

いずれにいたしましても、私ども「人々が和み、心豊かに過ごせるまち」というキャッチフレーズに基づきまして、そしてまた総合斎苑もできましたので、ぜひ愛西市で人生を全うしていただきたいと、そのように思っているところでございます。

#### ○5番（下村一郎君）

今、副市長に答弁いただきました。私の素人分析は不十分だということもわかりました。ただし、全部じゃないけれども、相当数が減っていることには変わりがないということであります。この問題については、結局そのことについて我々が自覚して手を打っていくかどうかという問題だと思うんです。

そこでお尋ねします。市は、活性化のためにキャラクターの「あいさいさん」の作成や観光協会の発足をされ、地域の活性化の一環として位置づけておられると思えますけれども、過去には企業誘致を行って活性化、増収を図るべきだとの一般質問も何人かのお話を伺いました。これらの取り組みでの効果はどうでしょうか。つまり、先ほどお話があったように、愛西市に住んでよかったというような形での効果は生まれてくるのでしょうか、お尋ねします。

#### ○総務部長（石原 光君）

効果の面で一つ例を挙げて申し上げたいと思います。議員おっしゃるように、やはりまちづくり、地域活性化というのは重要な課題だというふうに理解をしております。そして、私どものとらえ方の中で、担当部門に税という部分がございます。当然、生産者人口がこれから減っていくということは、それだけの税収というものが確保できないという心配も危惧しております。

そんな中で、全体の税というとらえ方の中で、先ほど議員も企業誘致、これはいろいろ土地利用の関係もありますので、なかなか難しい部分もあることは承知しております。税というとらえ方の中で、これは以前私も申し上げましたように、議員も御承知のこととは思いますが、弥富インター周辺をごらんいただきますと、非常に物流倉庫というものができてきております。ちょっと統計といいますか、データ的に調べてみますと現在では19社の物流倉庫の民間施設が進出してきておるわけでありましてけれども、そこに地べたの問題、土地があるわけですから、そこが約19万4,922平米、19町歩の土地がそれにかかわっておるわけですね。こ

れがもともと農地でありました。それで、税務課の方もその農地の課税で一応税金がどれくらい入るだろうという試算は当然しています。それで、農地の課税で計算しますと、その19町歩4反というその税額が約32万5,000円です、年間。ところが、こういう倉庫ができたおかげで固定資産税の評価というのが全然違ってきますので、それが年間約1億1,500万円の税が入ってきております、事実。単純に差し引きしますと1億1,000万近くの増という形になるわけですね。それがここ3年間ぐらいずっと同じ経過で来ていますので、やはり3億円の増、単純にですね。税部門の面ではそういった効果があるわけです。ひいては、やはり地域産業の活性化に私はつながると思っていますし、プラスアルファそこへ勤めていただく市民の皆さん方の就業の確保もできるのではないかと。やはりそれがひいては、長い目で見れば、いろんな今議員の方からもおっしゃったような、例えば今後の一つの施策の展開によっては、そこへ人が住み着く、定住していただけるといったような相乗効果的なものが生み出されるんじゃないかなというふうには思っています。

そして、私なりに調べてみましたところ、やはり各市町が、企業誘致だけというとらえ方ではありませんけれども、やはり愛西市は愛西市の土地利用があります。それぞれの市の土地利用があります。その土地を生かした中で、例えば今私が申し上げた工場一つについても、何も手を打たずにして来てくださいというわけではありませんよね。ですから、それぞれの市町を見てみますと、何らかのそういった来ていただきやすいような優遇制度というのを設けてみえます。これもやはり活性化を図る上においては、愛西市としては一つのやっぱり受け皿としてそういった制度化をするというのも一つの手法ではないかなというふうに考えております。

現実に今、先ほど申し上げました物流倉庫にしても、担当課の方では来やすいような環境の整備という形で、道路一本でも拡張したいということで議会の方にも御提案申し上げて取り組んでいると。そういった中で、私は税の部門しか答えておりませんが、平たく言えば、いろんな相乗効果がこれから期待できるんじゃないかなと。当然ながら、そういうような視点で今後のまちづくりを進めていく必要があるんじゃないかなというふうに私は思っています。以上です。

#### ○5番（下村一郎君）

愛西市の決算を見ましても、固定資産税はふえておるんですね。新築住宅の建設、これは年平均で400棟ぐらいが建っておると。これが固定資産税をふやす。それから今のお話のように倉庫群も、これは面積が結構ありますから大きな影響を与えるというふうに思います。いずれにしても、今のお話はいわゆる企業誘致したのではなくて、たまたまいい場所であったので企業が進出したという形でありまして、誘致したほどではないというふうに思います。しかし、それは結果論としては、お話があったように税収も固定資産税がふえて、法人税はどうでしょうかわかりませんが、また働く人たちが結構御近所から集まっていることも事実でありますから、そういう面では効果が出ておるといえるかと思えます。

さて、ゼロ歳から8歳までの減少は少子化だということで、20年来続いておるといことはお話のとおりでありますけれども、我々は少子化に何の手も打たないということではやっぱり

まずいと。愛西市の予算を見ましても不妊治療などについても予算が出ておりますけれども、直接やはり出会いの場をつくるという努力も必要ではないか。今、社会福祉協議会が結婚相談所を引き続いてやっておいでなのにかちょっと私は確認をしておりますけれども、合併前は結婚相談所を佐屋町の社会福祉協議会がやっておりました。大した人数ではありませんけれども、結婚された方もお見えになりました。そういうような努力も必要でありますし、やはり市としても結婚をしない人たちに働きかけをして、ぜひ結婚してもらうように対策を考えていく必要があるかと思っておりますけれども、その点についてお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

#### ○副市長（山田信行君）

要は若者たちの出会いの場を設けていくということで、社会福祉協議会では結婚相談を従来どおりやっておりますが、そういった面も、今のやり方のままでいいのかどうかということも含めまして、やはりこれから、こういった少子化の厳しい現実を踏まえて、行政としてもお手伝いできるのであれば、福祉の分野で何かやれることを見出していきたいと考えております。

#### ○5番（下村一郎君）

よろしく申し上げます。

もう一つの問題は、17歳から35歳のグループ、つまり大学を卒業して就職された方々がやはりよそで就職されて、よそに住まると。これは私の身近な方でも、子供が3人おるけれども、3人ともよそへ行って暮らしておるといようなことを言われた方も先ほど聞きましたけれども、またある方は、一生懸命うちでおるよう引きとめておると言っていた方もありましたけれども、いずれにしても外へ出ていってしまう可能性が強いわけですね。大学を卒業して就職をして、結婚するときに帰っていただければ一番いいと。結婚するときに帰っていただくためには何をするか。それは、子育ては愛西市だよというふうに思っていたくことではないかと思うんですよね。そういう面で、この17歳から35歳のグループ、私が先ほど言いましたグループの名前で質問させていただいておりますけれども、こういう一番元気のいい、そしてしっかり働いている人たちが愛西市に住もうという気持ちを起こすためには、やはり住みやすい愛西市というふうに変えていく必要があるかと思っておりますけれども、市としてはこれについてはどのように考えておみえでしょうか、お伺いします。

#### ○副市長（山田信行君）

やはりこういった若い世代を愛西市に呼びとめようとする、行政を総動員していろいろと手を打たなければならないかもしれませんが、まず当面、今おっしゃいましたように、子育てをいかにしやすいかということでは、私ども子供医療でも昨日質問がありましたように充実しておりますし、保育料も愛知県下では低いレベルにあります。またファミリー・サポート・センター、こういった部分もまた来年度に向けて充実していこうという動きを今持っておりますので、そういったことからそんなに子育て環境が悪いとは思っておりませんが、さらにそういった面ですることができるのであれば考えていきたいと思っております。

### ○5番（下村一郎君）

それで、昨日、真野議員が子供の医療費の質問をされましたね。結局答弁は検討していくというような趣旨の、近い将来やるとも受けとめる内容ですけれども、前へ向いているという答弁でした。私は、愛西市は子供の医療費は中学校までやっていますよ、保育園にはすぐ入れますよ、待機はありません、巡回バスが無料で走っていますよ、老人ホームも3ヵ所あります、児童館はすべての小学校区にあります、そして老人センターも温泉つきも含めてありますよ、公共料金も安いですよというふうにしていただく必要があると思います。

これらのことについては、そう大きな金額は必要がないと思うんです。例えば児童館で小学校6年生まで受け入れたとしても、大した費用がかかるとは思われません。努力すれば可能になります。子供の医療費も、真野議員の質問でも明らかですけれども、そうたくさんの費用がかかるような状況にはないと思います。子育ても、あるいは高齢者の問題についても、本当に住みやすいまち・愛西市という形で、市民が喜ぶ、そういう市政というのが非常に重要だと思いますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

### ○副市長（山田信行君）

おっしゃっていただきましたように、愛西市のいいところは結構ありますので、そういったことは市のホームページなどでもっと私どもも宣伝を上手にやらないかなと思っております。あわせて、私どもは総合計画のまちづくり指標の推移ということで、皆さんの到達度、そういったものを見ておまして、やはり愛西市のまちの環境というのはそんなに悪くないというふうな答えもいただいておりますので、そういったことから、先ほどいろいろおっしゃいました教育や福祉やそういった面、充実できる部分は充実していかなければならないと考えておりますが、一気にいけるものではございませんし、それなりのこういったサービスは一度始めたらまた今度なかなか廃止もできない、そういう状況も踏まえ、愛西市のレベルに合った福祉施策をやっていきたいと思っております。

### ○5番（下村一郎君）

愛西市のレベルに合ったと、今、副市長が言われました。愛西市のレベルというのは、市民が喜ぶ市政、市民が望む市政だと思うんですよ。そのためには、不必要な費用はもちろん削減していく必要がありますし、先ほども私は言いましたけれども、50代の方も結構減っておるといことで、これは3,000人という数字は別としましても、一番税金を払ってくれる人たちが外へ行かれるということは非常に残念と。できたら一番子育てが終わって税金をしっかりと払ってもらう年代の人たちは愛西市に住んでもらいたいというふうに私は思うんですよね。そういう面でいくと、ずうっと全体として愛西市に住んでもらうという人をふやしていくということが年代を考えずに必要なことではないか、特に中堅の青年から壮年まで含めて住んでいただくということが必要ではないかと思うんですよね。

愛西市というのは、先ほど副市長が言われましたけれども、田園に囲まれて静かなまちであり、土地の値段も名古屋の東部と比べて非常に安い、そういういい点がございます。名古屋から30分、40分で参ります。便利なところなんですよ。ところが、人口が減っていくこと

は非常に残念です。住民の何人かにお聞きしましたところ、子供たちが出て行って親だけが残っている家庭がふえている、子供たちが住むなら愛西市と思うようにしてほしい、こういう声もありました。結構新築がふえているのに、なぜ人口が減るんかねと言われた方もありましたか。新築住宅も、先ほども申しましたけれども、毎年400棟以上がつくられておるわけであります。そういう意味で、愛西市が、特に少子化の進行はありますけれども、そういう中ででも、愛西市で生まれた人、愛西市で結婚した人たちが最後までやはり愛西市に住んでもらえるようなまちづくりが重要ではないかと思えます。

ある市では、不動産業者がその市のいいところを宣伝ビラに入れて、ぜひ買ってくださいと言っておるそうです。その市は若者がどんどん入ってきて、人口がふえておる、若い人がふえておるということを聞きました。そういう面でも、それはそれなりの努力でありまして、ホームページで出すだけではいかんで、できたらそういう民間業者の広告にも載るようなものにしていく必要がある。

私は、副市長が言われました、一遍には何もかもやれないという面もありますけれども、やはり愛西市が子育てで一番の市なんだ、愛西市は老後もいいですよ、こういうようなことについては一種のキャンペーンとも言えるような取り組みをしていく必要があると。そのためには売りが必要です。愛西市を皆さんに理解してもらうためにも、愛西市のいいところを明確にしていくという一つの風を起さないと変わらないというふうに私は思います。そういう点で、ぜひ愛西市としては、活気のある愛西市、愛西市に住んでよかったと言われる愛西市を目指す取り組みを特に求めたいと思えますけれども、これは最後の質問ですけれども、御見解を伺いたいと思えます。

#### ○副市長（山田信行君）

おっしゃっていただきましたように、やはり住んでよかったと言われるように、今現在もそういう心掛けで行政を進めているわけがございますけれども、こういった本日の人口構造を御指摘いただいたことを踏まえまして、さらに一層努めていきたい。その宣伝の仕方の方についても、民間の媒体を活用したらどうかというような提言もございましたが、一概にそこまでできるかどうかはさておいて、観光協会もできたことでありますので、そういった観光の分野とあわせて愛西市のいい面を広くアピールできるようなことも考えていきたいと考えております。

#### ○議長（大宮吉満君）

5番議員の質問を終わります。

次に、通告順位12番の14番・加藤敏彦議員の質問を許します。

#### ○14番（加藤敏彦君）

通告に従いまして一般質問を行います。

きょうは3項目について質問させていただきます。一つは放射能汚染対策について、一つは巡回バスの運行について、一つは交通安全対策についてであります。市当局の誠意ある御答弁をお願いしたいと思います。

まず第1に放射能汚染対策であります。3月11日に起きました東日本大震災、今年11日で半年たつわけではありますが、その犠牲者は、きょうの新聞を見ますと死亡者が1万5,776名、不明者が4,225名となっております。被害は、地震、津波被害に加えて、東京電力の福島第1原子力発電所が炉心溶融事故により放射性物質が広範囲に飛散したため、これまで経験したことのない未曾有のものとなっております。放出された放射性物質は、ウラン換算で広島原発20個分という見解も出ております。福島原発事故は、住民からふるさとと生活を奪い、いつもとに戻れるのかという不安を大きくしております。現地では、放射能汚染から子供と国民の健康を守ろうと、実態調査や放射能の除染、住民の健康調査が始まっております。

今、放射能汚染の問題は、被災していないこの地域でも影響が出てきました。放射能を浴びた稲わらを食べた牛の肉が地元のスーパーで売られるなど出てまいりました。放射能汚染に対して住民の不安は消えません。放射能汚染対策についての観測体制、子供や消費者、生産者の立場での対策はどのようになっているのでしょうか。

放射能汚染については外部被曝と内部被曝がありますが、特に内部被曝を受けると、一生この放射能、死の灰の影響を受けることとなります。万全の対策が求められます。また、汚染瓦れきの処理の問題が出ておりますが、市の対応はどうでしょうか。

今回の事故では原発の安全神話が崩れましたが、原子力発電についての学校教育はどうなっているのでしょうか。

次に2項目めの巡回バスの運行についてお尋ねをいたします。

愛西市の巡回バスは、平成21年9月に運行の見直しが行われ、時刻表やコースの変更、立田や八開ルートの変更、庁舎巡回バスの新設などが行われました。この変更によってどのような影響が出ているのでしょうか。

お手元に、平成20年度と22年度の巡回バス月別乗車一覧の資料を用意していただきました。全体の利用者数は、平成20年度が12万8,701名、そして22年度が11万8,980人で、9,721人、7.6%の減少となっております。ルート別に見ますと、特に佐屋ルートが10万8,845人から8万5,512人と、2万3,332人、21.4%の大幅な減少となっております。

巡回バスの運行については、昨年もこの一般質問で取り上げました。そのときに住民の声を紹介いたしました。佐屋地区では、これまで午前2回運行されていたものが1回になったため、福祉センターを利用していた高齢者からは、弁当を持っていかなくては利用できないことで利用をやめた。そういう方がたくさん見えるとか、巡回バスのコースが変更になったので今は福原まで行って帰ってくる。腰が痛い、30分以上我慢して乗っていると、佐織地区では、これまで福祉センターは午前10時から午後3時まで5時間おれたのに、時刻表の変更で午前11時から午後2時までの3時間しかなく、ゆっくりできない。こういう声を紹介いたしました。問題点につきましては、時刻表の変更をしなくても対応できる点については幾つか改善されてまいりました。そして担当者からは、いつまでもこのままでいいとは思っていないと見直しについての答弁もされております。しかし、問題はまだ残ったままであります。今、バスの利用者からは、時刻表をもとに戻してほしいとか、幾ら市に言っても改善してもらえない、もうあ

きらめているなどの声も聞かれます。

お尋ねをいたします。巡回バスの見直し、コースや時刻表の見直しはいつまでに行うのか、明確な答弁をいただきたいと思います。

そして、巡回バスの見直しについて現状をどのように見ているのか、どのような変更を検討されるのか、考えをお尋ねしたいと思います。

次に、津島市への乗り入れの問題についてお尋ねをいたします。

午前の質問の中でも津島市や弥富市の乗り入れについての質問があり、答弁も出ておりますが、愛西市は津島市を囲む形になっており、生活も津島の駅や市民病院、スーパーを多くの市民が利用しております。住民からも津島市へ乗り入れができるようにしてほしいという声が強くなります。津島市では巡回バスは企画政策課が担当しており、先日、担当者の話を伺いました。津島市としては、愛西市からのバスの乗り入れは問題がないのでということ津島市長に伝えてあるということでありました。津島市への乗り入れについて市の考えを伺います。

そして、津島市で巡回バスの運行の見直しについてはどのように対応しているかについても伺いました。ことし10月3日から新しい時刻表で運行するそうであります。津島市では3年ごとに見直しを行い、ことしの見直しについては、昨年5月から12月に津島市巡回バス検討委員会を開き、新しい時刻表の案を決めて地域公共交通会議に提案したそうであります。津島市では、年度末に利用者や市民、公共施設でのバスのアンケートを実施し要望を聞くとともに、巡回バス検討委員会では、アドバイザーとして中部大学の教授をお願いし、団体代表としては老人クラブの連合会、女性の会から各1名、そして七つのコミュニティー推進協議会と一つの自主防災会から各1名、そして市民公募で5名、合計15名の委員で構成され、活発な議論がされていると聞きました。津島市の例では、検討委員会に専門のアドバイザーに参加してもらっていること、そして地域のことがわかるコミュニティー推進協議会から委員を出していること、また一般公募の委員も参加していることが参考になるのではないかと思います。

巡回バスの運行の見直しにつきましては、その原案をどうやってつくっていくかが一番難しい問題だと思います。愛西市の場合は、現在、五つのルート、7台のバスが走っております。巡回バスに精通した職員が原案を作成し、検討委員会に提示する方法、あるいは検討委員会で意見を出し合い、改正案をつくっていく方法、愛西市としてこの問題についてどのような対応がふさわしいと考えておられるのでしょうか。

以上、巡回バスについてお尋ねをいたします。

3項目めに、交通安全対策についてお尋ねをいたします。

ことし、日本共産党愛西市議団が防災アンケートを実施いたしました。アンケートには住民の声や要望も寄せられております。寄せられたアンケートの中に交通安全対策の要望があります。紹介いたしますと、道路改修をぜひお願いしたい。藤浪駅から佐織庁舎へ続く南北の道、水路があり、狭くて自転車通勤だと危ない。特にJAと佐織保育園の交差点は狭過ぎる。水路の上にふたをして道を広げてほしいという声であります。

この道路は、現在、市道9号線という名称になったそうですが、県道甚目寺・佐織線の交差

点が整備され、津島方面に抜けるようになり、交通量がふえております。実際に道路を見ますと、道幅が狭いために、すれ違う車が歩道のスペースまではみ出して走る状態があり、歩行者にとっても自転車にとっても危険な状態であります。車道と歩道を区分けする白線も消えかかっているところもあります。市として安全対策についてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

また、この道路につきましては、かつて以前、用水を暗渠化して道路を整備する計画もあつたと思いますが、現在どうなっているのでしょうか。

さらに、安全対策につきましては、佐織公民館西のT字路の交差点のカーブミラー、西から東に向かってくると見えるカーブミラーであります。南方向と北方向を確認するカーブミラーが離れて設置されているので安全確認がしづらい、改善してほしいという声や、佐織公民館の南側で用水に橋がかかっておりますが、生活道路として住民の方が利用されてはいますが、横断するとき大変危ないので、信号機の設置など安全対策をしてほしいという声も出ております。ぜひ改善について検討していただきたいと思っております。

以上3項目について壇上からの質問とさせていただきます。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、まず放射能汚染対策の関係について私の方から答弁させていただきます。

稲わらの汚染問題ということで、生産者の立場からどのような対策がということでございます。稲わらの汚染問題につきましては、愛知県が東北・関東地方で収集された稲わらの流通、使用等に関する調査を実施しております。その結果、県内の飼料販売業者すべてにおいて、該当する稲わら等を愛西市を含む県内の畜産農家に供給した事実はないという報告を受けておりますので、この地域の関係については汚染はないというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。私の方は以上でございます。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、放射能汚染に関する質問で、食品衛生の関係と瓦れきの関係の御答弁をさせていただきます。

暫定許容値を超える放射性セシウムが検出された稲わらを給餌されていた可能性がある牛肉につきましては、7月に全国に流通していることがわかりまして、7月18日、愛知県の方から愛西市の販売店においても販売されていたと連絡が入りました。この牛肉等の放射線物質の検査等の体制につきましては、暫定許容値を超える放射性セシウムが検出された稲わらを給餌された可能性がある牛が運ばれた屠畜場において放射性物質濃度の検査がされ、許容値を超えていた場合に牛肉の流通先の都道府県に連絡がされまして、牛肉の販売店のある住所地の市町村に連絡があるというものでございます。

愛知県におきましては、販売店に在庫があつた場合、愛知県衛生研究所において放射性物質の検査がされているという対策がとられております。現在、暫定許容値を超える放射性セシウムが検出された稲わらは、先ほど経済建設部長が御答弁させていただきましたように、愛知県に入ってきていないということが確認されております。したがって、愛知県産の肉牛につ

いては検査は必要ないという判断がされておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、大気の関係ですが、各都道府県は文部科学省からの要請を受けまして、可搬型サーベイメーターを用いまして地上1メートルの放射線量を測定しております。愛知県におきましても県内12市町で行われましたが、愛知県が大気中の放射線量を常時観測しています名古屋市北区の愛知県環境センター敷地内の値と比べまして、すべて同等または低い値であり、県内全域で福島原発からの放射線の影響は特に見受けられませんでしたという測定結果が出されております。

次に、同じく放射能汚染対策の汚染瓦れきの問題の御質問の関係にお答えをしたいと思います。

東日本大震災を受けまして、平成23年4月8日付で環境省災害廃棄物対策本部より各都道府県あてに調査がありました。この4月11日付で愛知県より県内市町村に広域処理体制に関する調査があったわけでございます。この地域は海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターがございしますが、そちらでは、住民から搬入されるごみ処理に支障のない範囲で可燃性廃棄物を受け入れますよというような回答をいたしております。そして、8月11日付で環境省より災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインが示されました。このガイドラインに応じた対応を検討するというようになっております。いずれにしましても、海部地区環境事務組合では住人に不安を与えないような受け入れとして、廃棄物が汚染されていないこと、また地元住民の同意を得ることを前提とするというふうに伺っております。よろしくお願いたします。

補足になりますけれども、現在、震災ごみを愛知県内で受け入れた自治体はどこもないようなふう聞いておりますので、つけ加えて御報告をさせていただきます。私の方からは以上でございます。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

それでは、原発について学校教育ではどうなっているのかという関係で、御質問の原子力に関する教育につきましては、中学校の社会の公民と地理の教科の中に出てまいります。これらにつきましては、エネルギー問題及び地球温暖化問題への重要な課題として取り上げられております。公民では「地球環境への人類の取り組み」という項目の中で、限りあるエネルギー資源を有効に利用していただくための取り組みや、エネルギーの供給割合、発電方法の特徴、違いなどから原子力も学んでおります。また、地理では「資源・環境から見た日本」の中で、日本のエネルギー消費と、新エネルギーを利用する取り組みなどを学んでおります。学校教育の中では、子供たちの発達に応じ、原子力やエネルギーについて学び、みずから考え判断する力を育成するように努めてまいっております。よろしくお願いたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、巡回バスの運行についてお答えをしたいと思います。

巡回バスのルート、時刻表を大幅に変更して、8月末でちょうど2年が経過することになります。そしてルート改正に伴いまして、議員の方からもいろんな問題点といたしますか、こういうものが不便になったとか、ある意味こういうものはよくなった、まあ不便になった方の意見

が多かったように思っていますけれども、確かにルート改正に伴いまして利便性がよくなったというケースもあれば、一方では非常に悪くなったという意見も私ども聞いております。

また、有料化の問題ですね、有料化への移行等、抜本的な改正を含めまして数多くの意見をちょうだいしておる中で、この議会でもそうでありますけれども、やはり巡回バスを今後どのように続けていくかという問題、また進めていくのかということも踏まえて、これは先ほど議員の方からも触れられたと思いますけれども、本年度、地域公共交通会議、これはまだ設置をしておりませんが、近々にはメンバーを選定して立ち上げていろいろ御議論いただくかなというような形で事務を進めておりますけれども、そういった中でバスの運行の形態、それから運行計画、運賃及び料金などを含めて協議をしていただくということで一応今年度は進めていきたいなというふうに思っております。

そして現時点では、担当の方においては、今までのルートごとの利用状況をさらに詳細に検証するために、停留所別、あるいは時刻別の利用状況の集計を今進めております。そして議員の方からも、時刻表の見直し、あるいは変更の検討の内容等について、いつごろになるのかなという御質問をいただきましたけれども、先ほど申し上げましたようにいろんな御意見が寄せられておる中で、その停留所別、時刻別の利用状況、そういったものも含めまして作業中ということで、当然まだ、これはバスの運行検討委員会もことしまだ実は開催をしておりません。ですから、当然そういったものも含めて運行検討委員会でもよく検討していただいた中で一つの方向性を出していただくということで今後進めていきたいなというふうには考えております。

そして、ちょっと追加と言ったら御無礼になりますけれども、津島市の状況を今御質問いただきました。それで、午前中の質問の津島市の乗り入れの関係については、今協議を進めていますよということも申し上げました。そしてもう一つ、その御提案といいますか御意見の中に、津島市は外部の専門のアドバイザーを入れていろいろ鋭意検討をしてみえるよと。そして、その検討委員会に示す資料づくり、これは議員もおっしゃっていただいたように非常に難しい部分があります。その資料づくりを、どういった形でその資料づくりをし、どういった形でその検討委員会へ提案するか、今いろんな手法について御提案をいただきましたけれども、私ども今は検討委員会に外部の委員を入れていませんので、どういった手法がベターなのか、これは一つの御提案をいただいた中で一度勉強したいというふうに思っていますけれども、いずれにしても、個々具体的ないろんな御意見を踏まえた中で、来月早々には、10月中旬になると思いますけれども、一度検討委員会を早期に開催して、そういった中で御意見をいただいた中で方向性を示していくというふうに現時点では考えております。よろしく願いをいたします。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、交通安全対策ということでございまして、佐織庁舎西側の市道9号線の交通安全対策はということでございます。

現在、県道の主要地方道あま愛西線から70メートルほどについては交差点改良ということで工事を施行させていただいております。その間のそこから佐織庁舎までということでございますが、現在は外側線を絞りで、西側に比較的幅広い路側帯を設置して歩行者等の安全対策

をしているという状況でございます。

そして、水路関係を含めた工事計画はということでございますが、土地改良区関係の用水路の暗渠化の予定が土地改良事業の方で予定されておるわけでございますが、これが当分先ということもございまして、この間については市単独でも道路改修については現在のところ考えは持っておりませんので、よろしく願いをいたします。

そして、公民館の南側のカーブミラーの関係でございますが、これは両側にカーブミラーがあるということで、電柱共架のことについても検討したわけでございますが、そこにつけますとカーブミラーの頭がちょっと道路に出まして交通安全上危ないということもございまして、現在の状況のようなカーブミラーの設置という形でさせていただいておりますので、よろしく願いをします。

そして、もう一つの信号機の設置の関係については、前に加藤議員が質問をされておりますが、このときにも、佐織庁舎西側の信号交差点からあまり離れていないと、50メートルぐらいしかないというふうなこともございまして、警察の方と協議した中で、ここに信号機を設置するというのは難しいのではないかとというふうなことで警察からも回答をいただいているということで、このときにはお話をさせていただいております。今もそのような状況ということでございますので、何も変わっておりませんので、よろしく願いいたします。

いずれにいたしましても、この間の交通安全対策につきましては、最近、道路沿いに家なども建設されておまして、途中の交差点など左右の見通しが悪くなれば、カーブミラー等、交通安全施設の対策等も考えてやっていきたいということを思っておりますので、このような形でよろしく願いをいたします。以上でございます。

#### ○14番（加藤敏彦君）

再質問を行っていきたいと思います。

放射能汚染対策ですけれども、現在の状況について報告いただきましたが、市民の声として、やはり今自分たちがどの程度の放射能汚染があるのか知りたいということで、例えば新聞報道されましたが、飛島では測定器を購入してということが報道されましたが、市民の方がやはり自分ではかってみたいというこの不安に対しての対応ですけれども、そういう測定器を、金額でいくと結構高いということですが、測定器を借りたりする、そういうことができるようにしてほしいという声がありますが、そういうことについての市や行政の対応はどうなっているでしょうか。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

先ほど1回目の答弁でお答えをさせていただきましたように、愛知県の環境調査センターにおきまして、モニタリングポストというものがあるんですけれども、24時間連続で測定をされてみえます。それから先ほども申しましたが、可搬型のサーベイメーターということで、地上1メートルぐらいの高さのところを毎日10時に30秒間隔で5回ほど測定をされまして、その平均値を算出してみえます。愛知県のホームページを検索していただくとその数値が出てきますが、これが第1回目の答弁でお答えをさせていただきましたように心配はなかろうという結果

が出されておりますので、そういう人体への影響を及ぼすような数値ではないという発表がされている今現在としては、そういった測定器まで購入するという考えは今現在のところ本市としては持っておりません。

**○14番（加藤敏彦君）**

愛西市としては測定器購入の考えは現在ないということですが、市民の方がそういう測定をどうしてもしたいということで、その器械を借りたいということに対しての対応はできるのでしょうか。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

きのうの中日新聞の中に載っておりましたけれども、愛知県が補正予算を組んでさらにモニタリングポストを購入するということが載っておりましたが、そういった機器を貸し出すというようなことは伺っておりませんので、今議員が御質問されたような形のものにはちょっとできないかというふうに思っております。

**○14番（加藤敏彦君）**

じゃあちょっと戻りますけれども、この放射能汚染ということについては、少なければ少ないほどいいというのが放射能汚染の基本なんですけれども、許容範囲としてはどういう数字が、放射能というのは結構日常になかった問題でありまして、放射能汚染や放射線汚染や、シーベルトやベクレルや、いろんな新しい言葉ができて、どの数字が基本なのかという点を、ちょっと基本的な質問ですが、させていただきたいと思います。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

先ほどはシーベルト、それからベクレルという話がありましたけれども、これもいろんな資料のところに出てきますし、最近のものでは、9月8日の朝日新聞の1ページを使って記載がありました。そこには従来、放射能汚染を規制する基準というものはなかったとありました。しかし、福島の第1原発事故が起きまして、厚生労働省としては、放射性物質で汚染された食品の出荷等、基準を急遽設けねばならなくなって、暫定的な規制値を決めて走らざるを得なかったともあります。その中にもまだ書いてございますが、食品安全委員会のお1人の方は、科学の限界であると。根拠もなく食品だけの被曝レベルや基準の割り出しは示せないと説明しています。これを物語っておりますのが、ちょっと皆さんの方にお見せすることができなくて残念なんですけれども、私の手元の方にあります、文部科学省が作成されました、いろんな、例えばニューヨークで飛行機に乗って往復する場合の数値、これは文部科学省で出されたものも、それからこちら、環境省の方ですかね、日常生活の放射線という中で出されたもの、数値は一緒なんですけど、一つ違うのがあります。例えば胸部のエックス線写真、これは環境省の方は、ちょっと単位が文部科学省の方と単位が違うんですけど、環境省が0.06ミリシーベルト、1回で。文部科学省の方ですと50マイクロシーベルト、ちょっと単位が違うのであれですけども、わずかな数字なんですけど、その暫定数値でも違うんですね。

統一見解が要はないということをお今の例で私はお答えとしてさせていただいたつもりなんですけれども、それと、先ほどもエックス線とかそういったお話、飛行機に乗った場合ある程度

浴びるとかいう話をさせていただいたんですが、確かに今、福島原発の関係で放射能汚染の関係は毎日のように新聞にいろんな記事が載ってまいります。ただ、放射線等というものは我々人間にとって悪いことばかりではございません。先ほども申し上げましたように、レントゲン撮影とか、飛行機に乗ったりとか、日常生活の中では、まことにわずかではございますけれども、そういったものを浴びています。そういったことも皆さんに知っていただくということは必要じゃないかなと思います。単純に今こういうことになりまして、ベクレルとか、先ほど言いましたようにシーベルトとか、そういう言葉を聞いただけで恐怖心といいますか、怖がってしまわれる方もお見えになりますので、あまり過剰な情報が流れることによって余分な不安を市民の方に持っていただくというようなことがあってはいけないのではないかなというふうに思っておりますので、お願いをしたいと思います。私の方からは以上です。

#### ○14番（加藤敏彦君）

まだ統一見解がないという状態だということを確認させていただきまして、市としても測定器は購入する考えがないということですね。

あと確認をしておきたいのは、学校給食なんかについてもこういう放射能の測定は独自で行っていくのかいかないのかという点と、それから原発について学校教育でどのように教えているかということをお尋ねいたしました。新聞報道では副読本の新しいものをつくるという報道がありますが、どのように内容が変わるのかもお尋ねしたいと思います。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

それではお答えいたします。

学校給食での食材についての放射能の関係の御質問だと思いますが、常に納入されるものにつきましては検査を受けてあるという前提の考えでございますので、測定をするということは考えておりません。

そして二つ目の副読本の関係でございますが、こちらの方、まだ現物は参っておりませんが、通達といいますか、文科省の方に問い合わせますと、原発の事故があった以来、福島県の方の児童・生徒が県外へ転出をすると、避難をするというときに、いじめがあるということが心配されての中で、正確な情報を伝える必要が生じたということで、文科省の方が新たに放射線副読本というものを計画しておるようでございます。内容的には、自然界や医療現場でも放射線を浴びることがあることなどを説明し、どの程度の放射線を浴びたら体にどんな影響が出るのか、またベクレルやシーベルトという単位の違いから、人から人へ放射線がうつることがないといった基礎知識を載せたいということ聞いております。以上でございます。

#### ○14番（加藤敏彦君）

放射能汚染対策につきましては、一つはやっぱり愛西市としても測定ができる体制をぜひ持ってほしいし、また市民の不安に対しては、そういう測定器を貸し出しできるようにしてほしいということを要望しておきたいと思っております。

次に巡回バスであります。時刻表の見直しを行ってちょうど2年たつわけですが、そのことによってマイナス面も出ております。これに対して、やはりコース、時刻表の見直し

を行わなければ改善できない問題がありますが、これはいつまでに行うのかについて再度お尋ねをいたします。

○総務部長（石原 光君）

時刻表の見直しの関係でございますけれども、今まででも部分部分の改正というのは、当然そういった御意見を承った中で、それは可能だというふうに考えます。ただ、大きく抜本的に全部見直すということになると、これはやっぱり相当な時間を要するのではないかなというふうに考えております。ただ、バスの問題というのは、やはり地区だけの巡回バスであれば別に問題はないという、ちょっとあれですけど、ないんではないかなというところもできますけれども、やはり地区を越えて地域というふうになりますと、やはりエリアも広くなるという中で、やはり今議員がおっしゃったような、そういったマイナス面もあるというのも事実ではないかなというところをしております。当然、部分部分の見直しでいいのか、それとも、もうちょっとやっぱり抜本的な見直しが必要なのか、やはり先ほども申し上げましたように、地域公共交通会議とか、それからバスの検討委員会、その中でやっぱり率直な意見をいただくと。その中で見直すものは見直していくという形の中で進めるというのが、現時点では一番ベターなかなというふうに考えております。

○14番（加藤敏彦君）

見直しで特に求めたいのは、佐屋や佐織の福祉センターの利用者がやはり利用しにくくなったということに対して早急な対応ができないかということでありまして。今、部分的な改正は可能だと言われましたが、そういう問題についてできるだけ早く対応していただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○総務部長（石原 光君）

今、佐屋、佐織の福祉センターの方が利用しにくくなったという一つの限定で御意見をいただきましたけれども、私はそれ以外の多くの意見もあると思います。私も事実、川向こうの福原に住んでおりますけれども、やはり状況を見ますといろいろな御意見があります。ですから、そういった御意見も踏まえた中で、やはりその部分だけではなくて、トータル的なやっぱり検討が必要だというふうには考えております。

○14番（加藤敏彦君）

利用される住民として、いつまでに改善していただけるのかということが非常に知りたいことでもあります。それで、ことしでちょうど2年ではありますが、例えば来年の9月なら3年ですよ。多少遠くなるかもしれませんが、見直しはいつまでにはやり遂げたいというところ辺がやっぱり知りたいわけでありましてね。津島の例でも、やはりことし改正するんだけど、既にそれは昨年12月までに改正案ができていたというような形で、3年ごとのサイクルで住民の生活の変化に応じて見直しをされておりますが、そういう物差しという流れを持っていかなければいけないと思いますが、この見直しについてどのくらい時間を必要とされているのか、再度お尋ねをしたいと思っております。

○総務部長（石原 光君）

先ほどもちょっと触れましたように、巡回バスそのものの抜本的な改正ということにとらえて申し上げますと、やはりそれは今まで進めてきた、いろんな御意見を踏まえた中でやっておりますので、それは右から左へすぐというわけにもまいりません。ですから、やはり1年2年かけて本当にそれでいいのかという検討も必要になってくると思いますし、いずれにしましても、この巡回バスの問題につきましては、ちょっと私見が入るかもわかりませんが、やはりそう長くこの状態を続けるべきではないと。ある部分見直しというのは早期に方向性を出す必要があるのではないかなというふうに考えております。いずれにしましても、やはり抜本的な改正も含めて、先ほど来お話が出ました時刻表も含めた部分的な改正も含めまして、やはり今後その検討委員会、あるいは地域公共交通会議の中でよくよく検討していただきたいというふうに考えております。

#### ○14番（加藤敏彦君）

担当が責任を持っておられますので、本当に今早急に改善を求める要望に対しては積極的にこたえていただきたいと思います。

巡回バスの見直しについてですけれども、今、愛西市もこの検討委員会があるわけですが、やはり津島の例でも専門的な知識を持ったアドバイザーが見えることによってやっぱり議論が前へ進んでいるように思いますけれども、公共交通会議をつくっても、それはやはりある面では原案の承認機関になっていくと思いますので、そういう点では、そういう検討委員会の役割や担当者の役割は非常にポイントになってくると思いますが、その部分において現状でいくのか、やはり改善を図っていくのか、また津島が行っているような公募で市民委員なんかも求めていくのか、その点についての考えはどのように持っておられるでしょうか。

#### ○総務部長（石原 光君）

今、バスの運行検討委員会の委員さんは20人で構成をしていただいております。それぞれ地区の総代さん、それから女性代表の方、先ほど申されました市民の代表の方、それから高齢者の代表の方、確かに津島市さんは外部の有識者を入れてやっていただいておりますということは、私も今議員の方から教えていただいたというんですか、認識をしておりますのであれなんですけれども、今までのやはり私どもの運行委員会の経緯もありますし、当然その中でいろいろ検討していただいて今日に至っているというふうに理解をしておりますので、今ここでそのメンバーをかえるという考え方は持ち合わせておりません。

#### ○14番（加藤敏彦君）

今はかえる考えはないということですが、やはりこういう専門的な知識を持った方を加えていくことによって、特に先ほども述べましたけれども、このコース、愛西市は五つのルートで7台のバスを見た上で提案していかないかということでは、これまでの合併前のそれぞれの地区ごとのバスの運行に比べて、はるかに全体を見る力とか、先を見通す力とか、そういうことが要求されていると思いますので、そういう部分も充実を図って進めていただくべきではないかと思っておりますので、ぜひ検討をいただきたいと思います。

それから、津島市とか弥富市への乗り入れの問題ですが、今度の見直しを提案されるときに

は、その部分も含めて提案されていくのかどうか、そこら辺の考えも伺いたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

午前中でも申し上げましたように、津島市、弥富市、当然そういった乗り入れについては、今、双方乗り入れできるように検討といいますか協議をしていますので、そういった状況になれば一番ベターだというふうに思っていますが、そこへ行くまでいろいろクリアしていかないかん問題もありますので、やはり双方へ乗り入れができるような形がとれば一番ベターだというふうに考えております。

○14番（加藤敏彦君）

津島の担当者に伺いますと、結構津島のバスも愛西市民が利用されておりまして、私にも時刻表が欲しいとか、私の家の前でとめてほしいとか、そういう地理関係にありますので、そういうことがあるということも伺いましたし、逆に言うと、愛西市のバスが津島市内でとまれば、津島市民の方も利用されて、有効的な活用の仕方が生まれてくるんじゃないかということも感じておりますので、前向きに進めていただきたいと思います。

それから市長にお尋ねをいたしますが、愛西市のバスの一番の特徴は、特に佐屋ですが、温泉の出る福祉センター、ここの利用が一番目玉だと思うんですね。そういう点では、これまでの旧のときのよさを生かした形での見直しを進めるべきではないかと思っておりますが、ぜひそういうことを生かして進めていただきたいと思います、市長の考えを1点伺っていききたいと思います。

○市長（八木忠男君）

加藤議員の質問にお答えをいたします。

巡回バスもいろいろ試行錯誤をして今進めているわけでありまして、今の温泉つきの件、一番関心のあるところであります。まさに検討委員会の皆さんはそうしたことも十分承知をしていただいているいろいろ検討しておっていただきますし、総務部長が言いましたが、少し前ですが、陸運局からいろんな巡回バスのあり方とか運行の内容とかまた質問があったらどうぞということも言われておりますので、そうした関係の皆さんにも聞きながら、次の検討委員会ではまた具体的に、これはタクシーとかいろんなまだ手法はあるわけです。これに固定するところじゃありませんので、相互乗り入れについても、今の旧佐屋の温泉つきのふろがいいんで津島の人がそこへ運んでくださいと言われたら津島市さんはどうされるかわかりませんが、いろんなことがあるんです。ですから、総合的に検討していただくといいかなと思っております。

○14番（加藤敏彦君）

今、市長からもいろんな内容が紹介されましたが、タクシーとか、三重県ではバスでもデマンドバスというようなこともやっている自治体もありますので、そういう点ではいろんな検討が必要だと思いますので、そこら辺はぜひお願いしたいと思います。

では、三つ目の交通安全対策ですけれども、市道9号線の安全対策ですけれども、一つは、やはり先ほど部長の方から路側帯を広目にとって安全対策を行っているという答弁がありましたけれども、路側帯がとってあっても、車がそこへ入って行ってしまいうんですよね、すれ違う

ときなんかは。やはりこちら辺で歩車道分離のラインをしっかりとつければとか、ガードパイプをつけるとか、いろんなことをやらないと安全確保はできないんじゃないかというふうに思うんですけど、そこら辺の安全確保の具体的な方法について考えはないでしょうか。

**○経済建設部長（加藤善巳君）**

路側帯、外側線の関係でございますが、現場も私も確認をさせていただきました。加藤議員も少し消えているというようなこともおっしゃいました。外側線については計画的に場所を決めた中で、古くなったものから、そして消えかかっているものから順番に線の引き直しもしておりますので、この関係についても、きちんとわかるような形で外側線も考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

**○14番（加藤敏彦君）**

今すぐできる対策についてはとっていただいて、やはり状況的にどうしても用水とか排水路がありまして、限られた中での対応には限界があると思います。先ほど計画はあるけれども用水の暗渠化をされるのが当分先だということも答弁がありましたけれども、どのくらい先なんでしょうか。

**○経済建設部長（加藤善巳君）**

これは、海部土地改良区管理の光西支線の関係でございます。これは木曾川用水地区の地盤沈下対策事業ということで県が施行をしておるわけでございますが、現在は西の方から工事が行われておりまして、今は国道155号線のところでとまっております。国の予算が非常に厳しいということで、このような状態でございます。現在はこの地盤沈下対策事業、市江支線ということで、名鉄の佐屋駅付近の用水路の暗渠化を今進めております。この整備が終わってからはなろうかということでございますので、今、状況的にいつからということにはちょっと申し上げられません。よろしくお願ひいたします。これで御理解をいただきたいと思ひます。

**○14番（加藤敏彦君）**

今の答弁ですと、予算がないので、今の佐屋の方の事業を終わって、またその先であるかないかもわからないというような状況です。安全対策ですので、やはり当初計画があった暗渠化がいつのことかわからない状況の中では、現状を見ながら、必要な場合にはこういう用水にふたをすとか、また別にこの安全を確保する方法とかも含めて検討の余地もあるように思ひますので、やっぱり事故を起こさない、そういう立場で対応を求めていきたいと思ひます。

以上で一般質問を終わります。

**○議長（大宮吉満君）**

14番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思ひます。15分とりまして、15時10分から再開といたします。よろしくお願ひします。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは休憩を解きまして、再開をいたしたいと思えます。

次に、通告順位13番の21番・山岡幹雄議員の質問を許します。

○21番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。大項目について四つの質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず一つ目として、指定管理者制度が平成15年9月に施行された。地方自治法の一部を改正する法律により、管理委託制度にかわって創設された公の施設の管理手法に関する新しい制度です。市は、現在の指定管理施設数と指定管理者の管理をどのように行っているか。また、これからの指定管理制度計画はどのようにするのか、お聞かせください。

二つ目として、障害者福祉について質問いたします。

平成21年3月、愛西市障害福祉計画に小さいお子さんの障害者がふえています。市はこの子供さん方にどのような事業を行っているのか。それと、平成17年に障害者自立支援法が制定され、障害者の就労支援のために愛西市障害者地域生活支援センターが設立されました。その設立の経緯と現在までの実績をお聞かせください。

三つ目といたしまして、農地の保全について質問いたします。

平成19年4月から平成24年3月31日までに、市と農地・水・環境保全向上団体と協定を締結して、農地・水・環境保全向上活動支援事業交付金が活動費として市内24地区に交付されています。この事業は、活動組織により農村環境の保全や地域コミュニティの活性化が図られている事業です。市は来年からこの事業をどのようにされるのか、お聞かせください。

四つ目として、愛西市の財産について質問いたします。

市の所有地、また指定管理施設以外の使用について、どのように市は管理しているのか。普通財産の土地について処分する計画があるか、お聞かせください。

以上で総括質問を終わり、自席にて答弁を伺いますので、回答の方をよろしくお願いいたします。

○企画部長（山田喜久男君）

私の方から、指定管理者制度の全体的なことをございますので、私からお答えをさせていただきます。

まず施設数ということをございます。現在、愛西市の施設で指定管理者を導入している施設につきましては、平成23年4月現在で52施設をございます。なお、このうち22施設が公募により指定管理をお願いした施設をございます。

それから、指定管理者の管理ということをございます。当然、指定施設の管理業務や管理基準などにつきましては管理者と協定書を結んで行うことになっており、そして施設の直接の管理部局におきまして、当然、実績報告書ですとかいろんな書類においてモニタリング、または現地調査ということて管理をしております。指定管理の基本的な考え方につきましては、当然経費の面もございますけれども、住民サービスの向上というのうたっておりますので、そういった面での効果というのをモニタリングでしっかりと掌握する必要があるというふうな考え

ております。

それから、今後の導入計画はどうかということでもあります。これにつきましては、愛西市の施設報告書という形で平成20年の7月に策定をさせていただいております。市の基本的な方針でございますけれども、議会でもたびたび御答弁させていただいておりますが、民間にできることは民間にということの中で各施設の指定管理者制度の導入について検討をするということでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

私の方からは、障害者福祉についてお答えをさせていただきます。小さな子供さんの障害者がふえているということ、それからどのような事業を行っているかということ、それから就労支援センターの設立の経緯についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず障害児の状況でございますが、8月現在で申し上げますと、身体障害者で18歳未満の子供さんは46人で前年比1.07%、知的の障害の方で18歳未満の子供さんについては121人で前年比1.11%、精神障害者の方は18歳未満で9名でございますして前年比1.29%ということで、増加傾向にある状況でございます。

そこで、小さなお子様に対する事業でございますが、自立支援法によります自立支援給付費が主な事業になるわけですが、児童デイサービスといまして、療育相談等は現在立田の方でわかば園という事業を行っておりますが、そちらの方の事業がございます。それから居宅介護と申しまして、ホームヘルプですね、ヘルパーさんの派遣事業、それから短期入所、施設に一時的にお預かりをするショートステイという事業、それから補装具などの支給があります。

また、市町村事業といたしまして、地域生活支援の事業でございますが、相談支援、それから移動支援、日中一時支援、昼間、保護者が見えない方を一時的にお預かりをする事業でございますが、そういった事業、あるいは日常生活用具の給付などを行っております。それから保育園、児童館などでも、一定の条件はございますが、子供さんたちの受け入れもしております。

それから保健センターの方では、子供さんの発達に不安を持っているお母さん方に対して支援をいたしております。内容といたしましては、1歳6ヵ月、あるいは3歳児健診を受診された後の子供さんの経過観察をさせていただくどんぐり教室、あるいはみつばち教室、それから乳幼児の発達相談、それから乳幼児の発育・発達の状況を確認させていただいたり、母親同士の情報交換の場とするすくすく広場などがございます。

それから、就労支援センターの関係でございます。こちらの方の設置の経緯でございますが、平成19年度より事業の展開をいたしております。当時、佐織養護学校などの就学を終えた障害児の方の受け入れの場所というのは、市内の場合、作業所がほとんどございまして、なかなか定員の状況から受け入れられないというような状況もございましたし、就労相談等を受けましてもハローワークを紹介するというようなことで、場合によっては在宅を余儀なくされたという方もございました。このため、障害者の社会参加、あるいは自立支援のために社会性や就労適応能力を身につけさせていただいて、一般就労を目指した訓練・指導の場として障害者地域生活

支援センターを開設したものでございます。

それで、現在の実績でございますが、19年には就労件数といたしまして16件、20年度は11件、21年度は8件、22年度は30件という状況でございます。ただ、これは1人の人が、なかなか就労は途中でやめられるという方がありますので、そういった方がまた再就職ですとか再々就職ですとか、そういった数もあります。例えば22年度は先ほど30件と申し上げましたが、実人員では14人ということでございますので、そういったダブルといいますか、就労件数の中にはそういった考え方で件数を申し上げておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、農地の保全ということございまして、農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、農地、農業用水路の資源を守り、質を高める地域協働の取り組みと、環境に優しい先進的な営農活動を支援する取り組みということで、議員が申されましたように、本年度で事業が終了するわけでございます。昨日の堀田議員にもお答えをさせていただきましたが、この事業、新しい事業ということで長寿命化対策が強化されまして、これは23年度から5年間の事業ということでこの新しい事業ができたわけでございますが、この農地・水・環境保全向上対策の今までの協働活動支援事業については先ほど申し上げましたように本年で終わるということでございますが、この補助制度の存続を求める声も上がっておるということでございますので、今後の国の動静を注視していきたいと思っておりますが、現段階では市単独の補助は考えておりませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、愛西市の財産についてということで、まず1点目の愛西市の所有地、施設の使用について、その管理、いわゆる指定管理者制度以外の行政財産の施設の使用の状況という形でよろしいでしょうか、そういった視点でちょっと取りまとめをさせていただきますと、私も愛西市公有財産規則に行政財産の使用許可という一つの規定がございまして、いわゆる一般的に行政財産の目的外使用という部分があります。そういった中で一応整理をさせていただきましたと思います。

そして、施設の主な事例を一つずつちょっと申し上げたいと思っております。まず市役所の本庁、庁舎からちょっとお話をさせていただきますと、この本庁では、西庁舎の1室を市商工会が行政財産の目的外使用として市としては許可をしております。ちょうどこの西ですね。それから立田庁舎におきましては、これは2階の2室を市内土地改良区の合同事務所、それから書庫として使用許可を与えています。そして佐屋、立田、八開及び佐織の各土地改良区が行政財産の目的外使用許可を受けて使用しているというのも一方ではあります。それから八開庁舎におきましては、2階の1室を市の商工会が行政財産の目的外使用として使いたいということで許可をしております。その他4庁舎に共通して言えますことは、玄関の入り口付近に西尾張シーエーティーヴィ株式会社行政財産の目的外使用許可を受けてテレビと緊急地震速報端末機を設置していると。これも目的外使用許可の部分に入っております。それから道の駅、立田

ふれあいの里の中にあります、これは市の市有地があるわけでありましてけれども、そこへ市商工会の事務所ですか、それを行政財産の目的外使用許可で立田商工会館の用地として使用させておると。これが主なものであります。

それから2点目の普通財産の処分の計画の関係でございますけれども、これは午前中にもお答えをしておりますように、私どもの普通財産の処分につきましては、普通財産売払要綱というものがございまして、それに基づき手続を進め、最終的には市の財産評価審議会で審議をした上で手続を進めているというのが現状でございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。以上です。

#### ○21番（山岡幹雄君）

どうも御答弁ありがとうございます。順番に再質問に入らせていただきます。

指定管理について御質問させていただきます。

市は、指定管理制度をしていろいろ精査、モニタリング等という御回答がございました。その状況について具体的に施設の管理状況、また利用状況、また収支の状況、事業評価はどのように行っているのか、回答をよろしくお願いたします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

今をモニタリングの内容というような解釈で御答弁をさせていただきます。

当然、先ほども申しましたように、協定書を結んで、それが実施されているかどうかの調査を各部局において行っております。具体的には、実績報告書に基づく収支、それから利用状況、それから実地調査などによる管理の状況、こういったものを先ほど言いました部局によってやっております。ただ、若干違うものもございまして。今年度指定管理をしました体育施設等については、外部からのそういった評価も受けれるように組織を立ち上げてございまして。以上でございます。

#### ○21番（山岡幹雄君）

今の回答の中で、いろいろ調査等を行っているということで、多分毎年行っていると思われまます。今回御質問させていただいたのは、この指定管理で評価が上がれば、昨年いろいろ話題になりました草平の児童館があるわけですが、実際、指定管理がかわったということで議会等でもいろいろ協議した記憶がございまして。毎年評価によって、公募によらず、5年間の実績で管理者をそのまま随契というか、5年間を再度指定する考えがあるかどうか、お聞かせ願います。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

今、私、答弁漏れを起こして申しわけありませんでした。毎年そういった評価は行っておりますので、よろしくお願いをします。

それで、じゃあ公募によらずに指定管理を行うことは考えられるかということでもあります。指定管理者につきましては大原則は公募でございます。ただ、そういった中で施設の性格上また運用内容によっては、先ほど52施設と言いましたけれども、例えば集排の施設も入っているわけですね。そういったものを第三者で公募でというのものなかなか難しい施設もあるわけござ

いまして、そういった場合によっては、正当な理由においてそういった指名をするということもあり得るということでございます。よろしく申し上げます。

**○21番（山岡幹雄君）**

それと、先ほど部長の方からスポーツ施設が外部からと。また今年度、斎場の方が指定管理になりました。先ほどのスポーツ施設の外部からという具体的なこれからの管理の仕方、また総合斎苑につきましての管理の仕方をちょっとお聞かせください。

**○教育部長（水谷 勇君）**

お答えをいたします。

実績評価委員という組織を立ち上げまして、施設で行われている財務会計的なものを税理士等の資格のある方を招いて実績評価をしていきたいということで、外部委員の登用を考えております。以上です。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

それでは私の方からは、斎苑の指定管理者の関係をお聞きでございますので、お答えをしたいと思います。

まだ始まったばかりでございますが、1ヵ月単位で利用状況、それから使用料金等の入の関係、そういったものを指定管理者の方と話をしていこうと考えています。管理については、議員も御存じだと思いますが、施設全般の管理と火葬の関係の業務をやっていただくということになっております。

**○21番（山岡幹雄君）**

私が今回これを御質問させていただいたのは、今回、決算書、実績報告書の中にも記載してございますが、それぞれの指定管理の実績はわかるんですが、内容が見えてこないということで、ちょっといろいろ調べさせていただきまして、ほかの自治体でホームページに記載とか、いろいろやっている自治体もございます。それができるかどうかわかりませんが、改正された地方自治法には、議会は、指定管理者の事業執行状況をチェックすることや、議会が指定管理者から直接に事業報告を受けることなどについて定めがないということをちょっと調べさせていただきました。今後いろいろ、先ほど言われました斎場、スポーツ施設を含めて各課で慎重に精査していただきまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、先ほど福祉の関係で、障害児の子供さんが多くなったということで、ちょっと私、佐織の保健センターの健康推進課の担当の方にいろいろお聞きしたんですが、今回、福祉部長が御回答されて、なぜこのような内容のことを市民生活部長、私が聞きたいのは、なぜ健康推進課が市民生活部なのか、その辺、その組織の内容がちょっと、どうしてそういうふうになっておるのか、お聞かせください。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

何人かが立つよりも、子供さんのことでしたので私の方でまとめて御答弁をさせていただいた状況でございます。それから健康推進課は、合併当時は保健部ということでございましたが、その後の組織の変更等によりまして現在は市民生活部ということで、私の方とは少し所管が違

うということで、組織の編成の状況でこういうことになっておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○21番（山岡幹雄君）

私、担当の方に一応お話しさせていただきました、てっきり福祉部だと。横のつながりが社会福祉、また児童福祉ですか、それぞれ横のつながりも連携してみえると。そういうことでちょっとびっくりしたわけですが、今後、合同庁舎等ができた場合、組織の編成も考えられると思いますので、その辺を含んだ組織の編成をお願いいたします。

それで、今回このように障害児が多くなったということでございますが、実質、保護者の方が、いろいろとお忙しい方が、いろいろお仕事も持ってみえて、申請とかいろいろされる場合、やはりその辺の事務手を窓口業務でスムーズに行ってみえるかどうか、その辺をちょっとお聞かせください。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

事務手続の関係ですけれども、障害児の支援につきましては、先ほどお話がありましたように、社会福祉課、児童福祉課、健康推進課、窓口が広いわけですが、それぞれ必要な手続はそれぞれの部署でやっておりますが、お互いに連携はしておりますので、その辺で協力体制はできているというふうに考えております。

#### ○21番（山岡幹雄君）

なぜこの質問をするかということは、市民の方から、やはり1歳6ヵ月健診を初めて受けて、自分の子供がまさかそのような状態だということは到底想像もつかないということで、実際その方が、子供さん、1年、2年、3年たつと、どちらへどういうふうに相談していいやら、いろいろあるわけですが、そのようなことで、いろいろ市の方でその保護者の立場に立って、いろいろ事務的にもスムーズにお願いしたいということと、また、愛西市に児童館、子育て支援センターがそれぞれあるわけですが、そちらの、夏休みも終わり、今後またその施設を利用するに当たって、そちらの紹介状を持ったお子様が利用される場合、市の方はどのように対応してみえるか、お答え願います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

現実に今児童クラブの方で利用していただいております子供さんも一、二名ございまして、やはり重度の子供さんですと1対1についておらなければならないといった状況もありますので、その辺のところは、常勤の職員ばかりが当たるというわけにはいきませんけれども、万全な体制でやっていきたいと、そんなことは考えております。

#### ○21番（山岡幹雄君）

ありがとうございました。これも随時やられるということで、義務教育の小・中学校におきましてはそういうお子様が学校に行かれる場合は加配といって先生がお1人つかれるかと思うんですが、実質、指定管理の施設についてそういうお子様が施設を利用する場合、これは指定管理の仕様が決まっておりますので、その辺、先ほどこの統計からというか、障害者の計画の中にも子供さんの障害児がだんだんふえる中、利用する方もお見えになると思いますので、そ

それぞれの指定管理施設に、児童館、子育て支援センターに入られた場合、迅速に市の対応をしていただき、利用できるような体制をとっていただくことをお願い申し上げます。

次に、障害者の就労支援センターについて再質問させていただきます。

先ほど御回答の中で、平成22年で30人の相談があって14人の就労があったという御報告をいただきました。それで、市が障害者就労に積極的に取り組んでみえるということは誇りに思っております。この地域にもこのセンターを初めて設立されたということで、ほかの市町村からも注目をされてみえると思います。多くの障害者を就労させるということは、素晴らしいことだと思います。

それで、平成25年8月までに障害者総合福祉法、仮称でございますが、障害の垣根を取った福祉法が定められようとしております。つまり、障害者手帳のありなしにかかわらず福祉サービスが受けられるという総合福祉法骨格提言素案とあり、愛西市障害者地域生活支援センターの今後ニートや生活保護者等を視野に入れた支援を行われるのか。

また、愛西市においても生活保護者の増加、ニートの増加は各担当課で把握されていると思いますが、総合福祉法が今般国が骨格を示していることから、具体的な対応、対策に伴う回答をいただきたいと思っております。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

今回改正が予定されております障害者総合福祉法でございますが、こちらの方は、従来、身体、知的、精神、3障害というふうに言われておりますが、そういった方々の心身の機能の障害で判断をしておたわけですけれども、今後は、そういった障害のある中で日常生活、あるいは社会生活に相当な制限を受けるものということで、そういった生活面でのことも対象になってくるわけでございますので、先ほどおっしゃられましたニートの関係もこういった中に含まれてくるのではないかなということで、私どもの生活支援センターではそういった対応もとっていかなくてはならないのではないかなというふうに考えております。

それから人数でございますが、ニートの関係は、申しわけありませんが、なかなか把握しにくいところがございます。現在確定した把握はいたしておりません。申しわけありません。それから生活保護者数でございますが、平成21年度は120世帯158名、平成22年度は139世帯193名ということで、こちらの方は増加傾向でございます。障害を理由に生活保護ということになりますと、やはりそちらの方も活用していただきながらでも支援をしていきたいというふうに思っております。また、一般の方につきましてはハローワークと連携をとりまして支援をしていきたいと、そんなことを考えているところでございます。

#### ○21番（山岡幹雄君）

ありがとうございました。新法制度にならなくても、生活保護に就労支援を行っていただくことをお願い申し上げます。

障害者の就労支援は、単に就労させるだけにとどまらず、就職した方のアフターフォローや新規企業の開拓、生活支援、ケア会議等、業務は多岐にわたっております。そのような中で、人員配置数も含め、今後の具体計画はどのようになっているのか、お聞かせ願います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

現在4名の体制で運用をさせていただいておるわけですが、先ほども申し上げましたように、手帳の有無にかかわらず利用者がふえるということが予想されますので、そうした利用状況等を見ながら連携を密にして対応していきたいと、そんなことを思っております。

**○21番（山岡幹雄君）**

障害者とか生活保護者がすぐに雇用される体制を確立してもらいたいということをお願い申し上げます。

また、大手企業は障害者を雇用しなければならないと聞いておりますが、その基準と、罰則はあるのか、お答え願います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

障害者雇用納付金制度の対象事業主が平成22年の7月から拡大をされておまして、201人以上の事業主が対象となることになっております。そちらの方につきましては、法定雇用率1.8%に満たない事業主から雇用する障害者1人不足するごとに1月当たり5万円を徴収し、それを資源にして、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、雇用調整金や助成金を支給するといった仕組みになっております。

**○21番（山岡幹雄君）**

今のお話ですと、200人以上の会社であれば1.8人は雇用しなければならないということがございます。市にいろいろ指名願が出ておると思います。そのような指名願の欄に障害者雇用状況という項目がございます。指名審査をする折、この項目について審査された経緯があるかどうか、お答え願います。

**○企画部長（山田喜久男君）**

指名審査会の関係でございますので、私の方からお答えをさせていただきます。

今のを審査したことがあるかということでございますけれども、議員おっしゃいますように、指名願の中に、大手企業になってしまいますけれども、そういった障害者雇用についての記載をする欄がございます。ただ、先ほど福祉部長からありましたように201人以上であります。法で定められている中で、努めなければならないという努力義務でもあります。そういった関係で、じゃあ例えば指名基準ですとか指名停止ですとか、そういった基準の中に障害者雇用を導入した場合に、失礼な言い方ですけれども、地元業者の方に多大な影響が出ると思われま。そういった関係で、現時点はそういった審査もしておりませんし、導入する考えもございません。以上でございます。

**○21番（山岡幹雄君）**

今の企画部長のお話ですと、審査はしなくて、そのような企業が市内にあった場合、そのような業者は指名審査に入るということでよろしいですか。

**○企画部長（山田喜久男君）**

私が説明申し上げたのは、いわゆる議員おっしゃる、その障害者の雇用率を達成していないか達成しているかを議論したことがあるかというふうな受けとめました。したがって、議論も

しておりません。それで、指名基準ですとか指名停止ですとか、そういった基準の中にも現時点は入れ込む考えがないということで御理解をいただきたいと思えます。

**○21番（山岡幹雄君）**

じゃあ、今後入れていただくことをお願い申し上げます。

愛西市も今年度、新職員として数人雇用されてみえると思えます。今後、市内の障害者を持った人や、家庭の事情で働けなくて困難な人が、生き生きと働き続ける環境づくりに積極的に市は取り組んでいただきまして、この件につきまして終わらせていただきます。

次に農地・水・環境保全で、来年度につきましては行われぬという回答でございますが、この農地・水・環境保全向上対策営農活動支援事業の目的はどのような目的ですか、お答え願います。

**○経済建設部長（加藤善巳君）**

先ほども御説明申し上げましたが、農地、農業用水等の資源を守り、質を高める地域協働の取り組みと、環境に優しい先進的な営農活動を支援する取り組みというのが目的でございますので、よろしく申し上げます。

**○21番（山岡幹雄君）**

それでは、その目的が来年度以降、愛西市はどのように対策されるか、回答をお願いします。

**○経済建設部長（加藤善巳君）**

この補助事業というのは本年度で終わりでございます。ただ、この24地区につきましては地元でもって組合をつくっておみえになりますので、この組合の存続をしていただいて、地域でのコミュニティーづくりをやっていただければというふうに考えております。

**○21番（山岡幹雄君）**

申しわけございません、部長。その目的が、そのために今回この事業を5年間やられたわけですが、国の事業で今年度で終わるということです。ですから、市はその目的に対して来年度以降どのように、農地の用水路とか、そういう環境のことをどのように取り組まれるか、その回答をお願いします。

**○経済建設部長（加藤善巳君）**

これにつきましては、この協働活動支援につきましては終了するというところでございますが、本年度から新しい事業の取り組みということで長寿命化対策ができております。これは水路の補修ですとか農道の補修等がこの対策に含まれますので、この対策でもって水路の補修、それから農道整備とかいうものをしていただければというふうに考えております。

**○21番（山岡幹雄君）**

わかりました。

それで、国の事業が打ち切りによって、その24地区のうち20地区はできない状況でございます。それで、それぞれ過去にもこれからにもあるんですが、国の事業がいろいろある中で、その橋渡しをして、国がやらないから市町村でやれということができないと。今後こういう事業が国から、過去にもいっぱいあると思うんですが、今現在、妊婦の健康診査が国の100%の補

助がございます。これは22年度で終わりという、23年度、来年度は決まっています。このような、これからも出てくるいろんな事業に関して、愛西市は今後こういう場合どのように対応されるか、副市長、お答えください。

**○副市長（山田信行君）**

基本的には今回の農地保全向上事業でも市単独の補助はしないという考えでございますので、国なり県なりの補助制度が打ち切られた場合には、当然、基本的には市単独での補助は打ち切らせていただきたいと存じますが、その事業の進捗状況によっては別途また考えねばならないことがあるかもしれません。今の時点で、個々具体的なケースで協議をしていきたいと考えております。

**○21番（山岡幹雄君）**

その進捗状況というのは具体的にどういうことになるんですかね。一つ例を挙げると、妊婦の健康診査というのは、これは生命にかかわるということで、市の方は今後対応されるのか。実際、農業の場合は対応しないと。それぞれのケース・バイ・ケースでいかれるのか、その辺、回答をお願いします。

**○副市長（山田信行君）**

要は、その事業の目的が達成されているのかどうか、またそういった事業がせっかくやってきて住民サービスに定着してきているのかどうか。また、先ほど提案されております健康の関係などについても、個々のケースに基づいて、市単独でも必要だという判断をしたならば、それは市単独でも助成をしていきたい。そういう考えで、個々のケースでこれから考えていきたいと思っています。

**○21番（山岡幹雄君）**

今の御答弁ですと、農地・水・環境保全は単独でやらないというふうにお聞きするんですが、昨年度、実績報告書で1億1,048万4,000円という4分の1の愛西市の補助が出ております。この金額が来年度は多分なくなると思うんですが、実際この金額をもとに活動費としてできないかどうか、お答え願います。

**○経済建設部長（加藤善巳君）**

先ほども申し上げましたように、あくまでも補助事業でございます。そして、この事業につきましては最初から5年間の事業ということでの事業でございます。途中で打ち切られた事業ではございませんので、最初からこのような形で計画的に進められてきた事業でございますので、そのように御理解をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**○21番（山岡幹雄君）**

私が言っておるのは、要するに、ことしも多分出ておると思うんですけど、1,100万の交付金が市から4分の1出ておるんですが、このお金をもとに農地・水・環境保全の事業ができないかということをお尋ねしておるんです。

**○経済建設部長（加藤善巳君）**

先ほども申し上げましたように、現在のところは市単独での事業については考えておりませ

るので、よろしく申し上げます。

○21番（山岡幹雄君）

ありがとうございました。この事業は、農業施設の補修、水質保全の取り組みによって、活動組織からは地域のまとまりや人と人とのつながりが強くなったと聞いております。非農業者を含む多様な主体の参画により、農地や農業用施設の持つ多面的な機能について理解を深め、豊かな地域づくりをより一層進めるためには、この活動支援交付金による支援が必要不可欠だと思います。この事業を引き続き継続していただくことを要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

最後になりますが、愛西市の公共施設の利用について、それぞれ各団体が利用されてみえるということでお聞きしております。目的外使用ということですが、この施設を利用するに対して料金の方はどのようなようになっておりますか。

○総務部長（石原 光君）

料金の関係につきましては、ただいま主な事例を申し上げました。その中で料金をいただいている、いわゆる借地料的なものでいただいているのが商工会、これは旧佐織地区でありますけれども、その土地の借地料ということで25万5,670円ですか、ここの商工会館の借地料についてはいただいておりますというのが現状です。

○21番（山岡幹雄君）

商工会の借地料ということですが、ほかの佐屋庁舎の西側とか立田庁舎の土地改良、またほかの商工会、その事務所については無料ということによろしいですか。

○総務部長（石原 光君）

現時点では一応減免といいますか、無料といいますか、そういった取り扱いをさせていただいております。

○21番（山岡幹雄君）

多分手続はされてみえると思いますが、今後、その施設を貸してみえる場合、市の方針は今後どのようにされるのか。下水の料金ですと5年ごとに改正されるというふうにお聞きしているんですが、財産審議会というのもあるみたいでございまして、今後どのような計画があるのか、お聞かせください。

○総務部長（石原 光君）

今、先ほど事例を申し上げましたように、同じ施設でも一方では借地料という形で取っておるのも現状でありますので、先ほど議員からお話ございましたように、やはりこれは市としての一つの統一的な方向をきちんと持つべきだというふうに考えております。いずれにしても、今徴収をしております施設も含めて、市としての基準を早急に設けたいという考え方でおりますので、これも審査会がありますので、その中でよく検討したいというふうに考えております。

○21番（山岡幹雄君）

その施設の使用をするに当たりまして御検討をしていただくことと、市の職員が車を駐車す

るに当たってお金の方を取ってみえると思います。そのようなことから、愛西市も財源が豊かではないわけでございますので、その辺、計画を立てて、何年後にはどうするんだというような計画をしていただいて、その場はいろいろ協議されるんですが、先送り先送りじゃなくて、もう既に愛西市は合併して7年たっております。そこで実質、具体的に何年までにやってほしいということは私は申し上げませんが、早急にいろんなことを協議していただき、料金の統一性、いろんなことがまだ、料金なり、そういうもろもろが改善する余地があるかと思われま。その辺、早急に対処していただいて、料金の公平になるような形をとっていただきたいと思。います。

次に、普通財産に対していろいろ質問があったと思うんですけど、私の立場から一応質問させていただきます。

普通財産、私の町内にもあるわけでございますが、その土地を欲しいという方がお見えになれば、市の方はどのように対処されますか。

#### ○総務部長（石原 光君）

午前中の質問にもお答えしておりますように、その土地の現況ですね、それがある程度大きいのか小さいのか、その今欲しいというお話でございます、その方の隣接している土地なのか。本人さんからの申し出が当然あってしかるべきだというふうに思っておりますし、いろんな角度からその状況というのも当然調査をしなければなりません。そういった中で、やはり最終的には、単価的なものも当然生じてまいりますので、当然そういったことを十分審議会の中で検討した中で一つの方向性を決めたいと。それが一般的な手続のやり方で今進めておりますので、御理解がいただきたいと思。います。

#### ○21番（山岡幹雄君）

ありがとうございました。今部長から単価ということでお話があったんですけど、その単価的にどのような単価を思ってみえるのか。また、評価額なのか。また、愛西市が収用、土地を買われる場合、公共用地等の取得費に係る規則というのが定められております。このような単価で買ってみえると思うんですが、今度売却する場合はこのような単価で売られるのか、その辺、回答をお願いします。

#### ○総務部長（石原 光君）

きょう午前中にも、売却、あるいは買う方、今回の報告書を見ていただきますと、そこにも数筆の普通財産を売りましたよという実績が出ております。その単価は、うそも隠しありません。今、愛西市が定めております公共用地の買収単価というものは基準単価があります。それに即した形で一応私の方としては売買をしております。

ただ、今議員の方からもお話がございましたように、市街化区域、市街化調整地域、それから現状の用途、そういったものを勘案しますと、それじゃあ現状の市の基準単価でいいのかと、やっぱりそういった疑問も審査会の中でも出ておるのが現状であります。ですから、お話がございましたように、今後その基準単価というものを踏襲していくのか。いや、そうじゃないと。路線評価の路線価格の単価を比準していくのか。いや、あるいは不動産鑑定士的なものを取り

入れていって評価をするのか。これは一つの大きな課題だというふうに私ども受けとめておりますので、うそも隠しありませんけれども、一応今、財産評価審議会の中で一つの方向性を検討しているのが現状でありますので、その点、御理解がいただきたいと思います。

**○21番（山岡幹雄君）**

回答ありがとうございました。今の公共用地等の取得費に関する規則、これは19年の4月1日から施行というふうに書いてあります。なぜこのときにこのような単価を改正されたかはちょっと、そのときいろいろあったかわかりませんが、今、財産審議会というお話がございました。これは愛西市になって何回会議をされて、愛西市になってどういうことを審議会で決められたのか、ちょっと教えてください。

**○総務部長（石原 光君）**

回数的なものについて、今ここで合併後何回やりましたということは、ちょっと申しわけありません、データのなものを持っておりません。また後ほど回数的なものはトータルでお伝えをしたいと思います。

それと、一つの財産評価審議会の役割といいますか、それは規定を一応設けておりまして、例えば不動産及びこれに附帯する動産の評価、それから事業の用に供する不動産の取得または処分価格の評価、それから当然不動産の貸し付けまたは借入価格の評価に関すること、いろいろあるわけですが、ケースとしては。だから、今議員がおっしゃいました基準単価の問題についても、この審議会の方でいろいろ検討した中で決めたのも事実です。ですから、先ほどもお話がありましたように、払い下げの話も出てまいります。役割としては、先ほど申し上げた大きな三つの項目の中でそれぞれのケースが出てまいりますので、その規定に沿った形で今それぞれ対応しておるといのが現状です。

**○21番（山岡幹雄君）**

ありがとうございました。私がこのような質問をさせていただいたのは、いろんな調査をすることによって先送りされている料金制が大分あるというふうに思われます。今回この場所にお見えになる方は数年後には退職されると思いますが、次期幹部になられた方の答弁を考えると、10年たってから、なぜこの料金なんだ、これなんだということがないように協議の方をよろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（大宮吉満君）**

21番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は16時20分からということで、よろしく申し上げます。

午後4時07分 休憩

午後4時20分 再開

**○議長（大宮吉満君）**

それでは休憩を解きまして、再開をいたしたいと思います。

次に、通告順位14番の3番・吉川三津子議員の質問を許します。

### ○3番（吉川三津子君）

子供たちにツケを回さないという基本的なスタンスと、市民の視点で質問いたします。

本日は、行財政改革の視点から新庁舎建設計画の問題、そして今まで環境や子育ての市民活動に携わってきた立場から、本市における電力自由化に対する対応についてと、特別な支援が必要な子供とその保護者への支援強化について、大きく三つの質問をさせていただきます。

なお、通告いたしました4番目、5番目の産前産後の家事支援のスタートと、病児・病後児預かりへの補助の問題、そして前納報奨金制度の早期廃止問題は、議案質疑にて答弁が得られましたので、省略をさせていただきます。

では最初に、庁舎は職員の仕事の間であり、過大な施設になってはならないとの考えのもと、庁舎新築・改修の問題から質問いたします。

私は、8月20日の基本設計業者を決定するプレゼンを、午前中だけですが、傍聴いたしました。こうしたプレゼンを聞くのは初めてで、どの提案もショッピングセンターのようで豪華だなという感想を持ちました。また、旧庁舎の部分、既存の庁舎を残すことで優先順位の低い事業を始めざるを得なくなるのではないかと、そして佐織、立田、八開庁舎をどうするかによって、ランニングコストの削減につながる庁舎建設にならないのではないかとという疑問を持ちました。

発表した業者の5社のうち4社は先日情報公開請求を行い、当日の資料を入手しましたが、選定された山下設計の案は、既存棟を市民活動、NPO支援の核として使用し、新庁舎を行政業務や議会に使うというもので、他の業者と大きな違いはありませんでした。しかし、災害についての資料が印象的で、あたかも庁舎周辺で被災時の対策がすべてとれてしまうと錯覚させるような図が示され、私も一瞬すごいなと思いましたが、よく考えると、これは市役所周辺にお住まいの方々の避難場所との連携にすぎないことに気づき、アピールのうまさを選定に大きく左右されることも感じました。

そこで伺いますが、市民活動拠点として既存棟を使うとの案が示されましたが、市としての今後のNPO育成の方針についてお伺いをしたいと思います。

次に、本市における電力自由化に対する対応についてお伺いをいたします。

東日本震災における原発事故をきっかけに、市民の電力に対する関心は高まっています。電気の問題の基本は節電ではありますが、本日は光熱費削減と安全かつ安心な再生エネルギーへの転換を進めたいとの考えのもと質問をいたします。

西暦2000年、電力の自由化が導入され、2005年からは契約電力50キロワット以上の事業者であれば電力会社以外から電気を購入することができるようになり、中央省庁のほか多くの都道府県や政令指定都市では既に電力自由化を生かして、庁舎、小・中学校などの施設で入札を行い、独立系電力、PPSから電力を購入するようになってきています。県下では名古屋市、新城市、設楽町、豊根村などでも電力の切りかえが行われ、名古屋市では約2億円、新城市でも約400万円の経費削減を果たしていると聞いております。

既に電力の購入先が複数あるにもかかわらず、1社で随意契約をしていることは、契約上問題であると考えますが、本市の公共施設で中部電力以外と契約している施設はあるのか。また、

50キロワット以上で契約している公共施設はどれだけあるのか。そして、市の公共施設の電気代は総額幾らかをお聞きいたします。

三つ目に、ハードルの低い相談窓口の設置を求め、特別な支援が必要な子供とその保護者への支援強化について質問いたします。

特別な支援と申しますのは、本日、発達障害について取り上げたいと思います。

発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害（ADHD）とか学習障害（LD）などがあります。知的なおくれを伴う場合と伴わない場合があります。知的なおくれを伴わないけれども、コミュニケーションや対人関係、社会性の障害があったり、読む・書く・計算するなどが極端に苦手という子供たちは、わがままな子、怠け者と言われ、虐待やいじめ、不登校、自殺の問題に発展するケースも少なくありません。

こうした高機能自閉症、アスペルガーなどの子供は、一つのことに強いこだわりを持つケースが多く、園児なのに九九が言えたり、電車の名前をたくさん知っていたりするので、保護者にとっては障害という言葉をなかなか受け入れられないことが多く、親は悩みます。また、何か変だけども思いながら悩み続け、指導や受診により発達障害であることがわかり、これですっきりしたと次の一步を踏み出される親御さんもあります。子育て支援の活動をするようになり、何件かの相談を受け、この愛西市のわかば園や家庭相談員の方、そして保健センターなどに今までつないできましたが、保護者の方は悩みを抱えながらも、どこに相談に行ったらよいかわからないのが現状であります。

こうした子供たちは行動の仕方をルールとして身につけていきますので、早い段階に適切な指導を受け、こうしたときにはこうするんだというルールを身につけていけば社会の中でうまく暮らしていくことができますが、逆に発達障害に気づくのが遅くなれば、間違ったルールが見についてしまって、それを正しいルールに置きかえるのは大変困難です。また、大人になるまで気づかずに育ってしまった場合は、社会に順応できず、職を失ったり、引きこもりとなることもあります。適切な指導により、家庭のお部屋の模様がえをするだけで症状が緩和され、安定するケースもありますので、いかに早期の指導や訓練が必要かということがおわかりいただけると思います。

そこでお伺いいたしますが、全国的な平均で普通学級で学ぶ子供の約6%に支援が必要と国の方はアンケート結果を出しておりますが、本市において支援が必要な対象者人数は何人でしょうか、お伺いをいたします。

以上で壇上での質問は終え、あとは自席にて質問させていただきます。

### ○総務部長（石原 光君）

まず1点目の統合庁舎の関連で、市としてNPOの育成についてどう考えているかという御質問でありますけれども、これはさきの議案質疑の折にもお答えをしておりますように、市といたしましてはNPOの育成は必要という認識でありますし、前回もお答えしましたように、NPO講座、これもこととして2年目になりますけれども、そういった講座も実施した中で、幅広く皆さん方に周知を図っていく中で、一つでも多くのNPOが育成できればという視点で今

後とも進めていきたいというふうに考えております。

それから、電力の自由化の関係で3点質問いただいておりますけれども、中部電力以外の契約状況ということで、今現在、愛西市の契約は全部中部電力でございます。

それから、50キロワット以上の契約施設は何があるかと。ちなみにちょっと例を申し上げますと、庁舎はすべてそうであります。それから当然コミュニティセンター、一部容量の小さいものもありますけれども、特に立田の南部コミュニティセンターはおふろがありますので50キロワット以上、それから保健センター、それから道の駅、それから小・中学校、各小・中学校はすべてであります。それから佐屋、佐織の公民館、親水公園、体育館、それぞれの各地区の体育館、中央図書館、給食センター、それから佐織の浄水場、それから消防署、こういった施設が50キロワット以上の施設というふうにとらえております。

それから電気料の関係ですけれども、これも22年度、ちょっと概算で申し上げたいと思います。トータル的には1億9,387万円の総電気料金であります。内訳といたしましては、一般会計に占める金額は1億7,570万ほど、それから特別会計におきましては1,810万ほどと、こんなような電気料金の状況でございます。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

支援を必要としている子供さんの人数ですけれども、御質問の発達障害に関連する障害ということで、先ほどの山岡議員の質問にもお答えさせていただきましたが、各部署と連携をとって当たっております。そういったところからの支援を現在受けていたり、かかわっている子供さんの人数で申し上げたいと思います。まずゼロ歳から3歳につきましては25人、4歳から6歳が37人、7歳から12歳が28人、13歳から15歳が7人、16歳から18歳が21人、合計118名でございます。以上でございます。

#### ○3番（吉川三津子君）

では、順次質問させていただきます。

最初に庁舎の問題から質問させていただきますが、NPOについて、講座とかしていくんだよと、必要と思っているということをお答えいただいたんですが、私は、愛西市にとってどんなNPOが必要なのか。このまちづくりの中で、やはり法人格を持ったNPOが必要なのか。NPOも大きくとらえれば、任意団体も文化的な活動をするところも、広くとらえればそうしたところもNPOというふうに解釈されるわけですが、企業と同じような、事業をするようなNPOを育てようとしているのか。それとも、やはりボランティア的なNPO活動を育てようとしているのか。それによって、私はこの庁舎のNPOの支援センターのあり方というのが大きく変わってくると思います。

私もいろんなNPOセンターを見に行っておりますが、結構人の集まりが悪くて、先日も岡崎の方に、図書館のところにあるんですが、だれも使っていない。パンフレットとかはいっぱい置いてあるんですが、あれだけ人の出入りが多くても使われていないところもかなりあるわけなんですね。ですから、やはりこの方向性をきちんと持たない限り、順調にそこでNPOの育成というのは難しいですし、法人格の事業を行っていくNPOにおいては事務所を構えます

ので、そういったところに行くということは大変少なくなるわけです。

そういった部分で、どのようなNPOが必要なのか、今後育成していくのか、まちづくりにはどんなNPOが必要なのかということをごきちんととらえないと私はいけないと思いますが、その点について方針が出ていれば、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

非常に難しい質問をいただいたなというふうに思っています。事業、ボランティア、双方あれば一番ベターだというふうに思っています。事業は事業で、今、指定管理も含めた中で、そういった資格を持ったNPOさんにやっていた部分もありますので、ただ、これからやはり市民との協働、まちづくり、一番底辺の部分に目線を置いた場合に、これから愛西市は、やはりその育成という前提の中で、まずはボランティアをやっていただくようなNPOさんの輪というもの、育成というものが需要ではないかなと。きのう、それから議案質疑のときにも話がありましたけれども、やはりボランティア、それは事業に携わっていくNPOさんも必要だというふうに思いますけれども、まずこれから育成を図っていく愛西市はスタート地点だというふうに思っていますので、そういったまずは目線で進めるというのが重要ではないかなというふうには思っています。

#### ○3番（吉川三津子君）

ボランティアですと、私は法人格をあえて取る必要がなくて、法人格を取るといろいろな手続、報告が複雑になりますので、そういったところの指導とかもしていかなければならないなということをおもったんですが、今、八開の方の社会福祉協議会が運営している福祉会館、あそこは社協の方のボランティアさんが無償で使えるような場所があるわけです。やはり市全体のNPOの活動をどうしていくかという視点がない限り、私はこのようなものをつくってもうまくいかないと思うんですね。

じゃあ、ここで市民活動の拠点をつくるならば、八開の社協のボランティア協議会の方はどうするのか。はっきり言って今あそこは、無償で使えるといいましても、ほとんど使われていないのが現状ではないかなというふうに思っているわけですが、そういったところとの連携も大きくかかわってまいりますので、今年度末にこの基本設計をまとめるのであれば、そういった事業の内容も詰めながら決定していく必要があると思いますが、その辺、NPOのそういった考え方を取りまとめるスケジュール的なものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

今回の提案の中には、そのボランティア的な活動の場というふうに業者の方からも提案していただいたのは事実であります。ただ、午前中の質問に対しても申し上げましたように、これから中身についてはいろいろ検討していく段階でありますので、今申されましたように、スケジュール的なものも今きょう現在いつまでというものは持ち合わせておりません。ただ、いろんな角度から、例えばボランティアの一つの場があるという前提で、それじゃあもうけないのかという部分というのは、やっぱりもう少しいろんな協議を進めていく中で、市の方針

というものも考えた中で、それはやっぱり調整していく問題もあるのかなというふうに思っています。ただ、ボランティアの育成という視点で一応今私はお答えしたつもりでおりますので、今後庁舎の中にそういった場が必要であるかないかについては、先ほどおっしゃいました八開の社会福祉協議会の部分もありますので、当然それはやっぱりきちんと検討して方向を出していくべき問題だというふうには現在とらえています。

**○3番（吉川三津子君）**

まず必要かどうかというところから私は協議をしないとけないと思います。まちづくりを進めていく中に、どういった団体を育成していくのか、そして今ある団体がどこで活動しているのか、そういったこともしっかりととらえないと、今、コミュニティセンターでも大変あいてしまって使われていないところもあるわけです。八開の福祉会館もほとんど使われていない状況にあるわけです。じゃあここでそれをつくる必要があるのかというところも含めて、やはりしっかりとゼロから協議いただきたいと思いますが、その点について答弁をいただきたいと思います。

**○総務部長（石原 光君）**

当然だというふうに思っています。当然それは、今おっしゃいました、他の施設の中でカバーできればそれにこしたことはありませんし、一応業者の方からはそういう提案をいただいていますけれども、例えば今のNPOの活動の場というものをほかの用途に活用するような考え方もあるわけでありますので、当然それは今後検証しながら詰めていきたいというふうに考えております。

**○3番（吉川三津子君）**

私はNPOがたくさんできて活発に活動することを願っているわけですが、こういった計画を見ると、古い庁舎が残るから何かの事業をつくらねばならないという逆の発想になってはいけないと思うんですね。ですから、その面から私は今例を挙げてNPOのお話をさせていただきました。これを残すのであって、すべてNPOをここに活動拠点を持ってきた方が効率がよく、ほかの施設はうまく運用できるという、しっかりとした説明責任が果たせるのであれば私も何も申しませんが、今の段階で、愛西市のNPOをどうするのかといったものも見えないまま、まずは箱をつくるということには賛成ができないなということを思っておりますので、発言をさせていただきました。

あと旧庁舎についても、私は、永井議員も質問されましたが、同様の問題があると思います。この設計ができるまでには、旧庁舎をどうするのかというものもあわせて進めなければ、つじつまが合わなくなりますし、また有効利用するということで新たな事業をまたそこで始めれば、何のために新庁舎をつくってコストダウンを図ろうとしているのか、全くつじつまが合わないものになってしまうと思います。その辺、旧庁舎についてはまだ白紙だとおっしゃっていますが、基本計画をつくるに当たって職員の中で全く旧庁舎の使い方について協議がされていないということであれば、それはかえって問題ではないかと思いますが、職員から旧庁舎の使い方について何らかの意見聴取りされているのか、それについてお伺いをしたいと思います。

### ○総務部長（石原 光君）

職員からそういった意見が出ているのかというお話でございますけれども、以前にも申し上げたと思いますが、今、庁舎検討作業部会という、25名ぐらいですかね、一応その筆頭は総務課長で、それぞれの部局のそれぞれの窓口というか、中堅職員の部会をつくっております。当然その中でそういった意見は出ております。ただ、きょう現在こうしますというものがちょっと私の手元にないわけで、具体的なことを申し上げることができませんけれども、いずれにしても、活用については検討を今進めてもらっているというふうに私自身は理解しておりますし、現状そういった中で作業が進められておるというふうに思っています。

### ○企画部長（山田喜久男君）

私の方から少し補足をさせていただきます。私から御説明するのは、組織の関係から少し補足をさせていただきます。

実はその組織を考える中で、各庁舎へ私ども出向きましていろんな意見を伺っております。結論はまだ出ていません。まだ検討中ですが、例えば、じゃあ今4庁舎でやっている確定申告をどうするのかと。このまま続けるのであれば、それなりのスペースは要るよねという話も出ております、職員の間でね。また、新しく包括支援センターを2カ所にするという、具体的な話になってしまうんですけども、そうした場合には、じゃあ佐織の部分にある包括支援センターはどこへ行くんですかとといったことも出ております。また、水道が今は八開庁舎におるが、上水の方ね、これはどこへ行くんですかと。そういったことも詰めなきゃならないんです。そういったものが出てきた中で、旧庁舎の使用法、それから改修方法、そういったものも決めていくと。そういった段階でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

### ○3番（吉川三津子君）

私が心配しているのは、私は本当は庁舎は職員の方の職場であって、市民の人もここに来てゆっくりしていくということはあまり考えられないんです、はっきり言って。大体は届け出をしたりとか書類をいただいて帰るのが庁舎の役割だと思っているので、その中でやはり庁舎とは一体何なのかというところをしっかりとらえて、やっぱり必要最小限にということをお願いしたいので、きょう質問をさせていただきました。これからもぜひ、職員からの要望とか出てくると思いますが、私は、きょう鷺野議員からも市有財産のこともありまして、たくさん本当にあると思っています。これで庁舎を建てると旧庁舎をどうするんだとか、八開の庁舎をどうするんだとか、八開の福祉会館も本当に、1階は人が多いんですけど、2階はほとんど使われていないとか、そんなところを目にしていますので、やはりできる限り最小限の施設で、不要なものは残さないということを前提に考えていっていただきたいので、その点、よろしくお願ひしたいと思っております。ぜひゼロから一つ一つの業者の計画を見ていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、私、今回この情報公開をさせていただいて、これはちょっとだめじゃないのと思ったことが1点あります。5社のうち4社しか当日のプレゼンの資料の提供がありませんでした。この要綱の中には、公開をする。ただし、業者が拒んだときはその限りでないというよう

な一言がついているんです。これはオープンにするのに、なぜその一言がついているのか。やはりこれだけ市民に開いて庁舎建設をするのであれば、そういった出さない業者は応募してはいけないと思います。給食センターのときも、採点の関係で情報公開請求をしようと思ったら、それは公開しないことになっているから情報公開請求しても無駄だよというのもありました。私は、こういった公募とかそういったものとする限り、できるだけ情報公開をきちんとする形で業者を募るべきだと思いますが、その点について今後の方針等をお伺いしたいと思います。

**○総務部長（石原 光君）**

考え方は一緒であります。少なくとも公開をするということは、そういう前提に立って私どもも取り組んでいるつもりでおりますので、たまたまその一文があったということは事実であります。少なくともああいう形でオープンにするということは、既にその段階でオープンになっていますので、公開請求云々以前の問題というふうに理解していますけれども、たまたま1社のそういった考え方があったのも事実でありましたので、ただ、考え方としては今議員がおっしゃったような形で、そういうスタンスで市としてもおりますので、それだけは御理解がいただきたいと思います。

**○3番（吉川三津子君）**

多分こういった仕組みは企画の方で基本的な考えはお持ちかと思うんですけど、こういったプレゼンとかいろいろ公募でやる場合、基本的にやはり公開するんだということの基本的な考えをお持ちなのかということだけちょっと確認を、市として基本的に公開していくというのは基本だよという考えをお持ちなのか、その点だけ確認をさせていただきたいと思います。

**○企画部長（山田喜久男君）**

今回のプレゼンに限らず、情報公開条例に基づくものについて、すべてやはり公開が原則でございまして。これは私ども一本の柱として持っております。ただ、そういった業者のノウハウですとか、業者が、技術的な特許に関するものであるとか、そういったものが含まれるものについては申しわけないけれどやはり非公開というか、情報公開請求をいただいても消してしまうというのにはあり得るというふうに考えております。

**○3番（吉川三津子君）**

私はそれは十分わかっているんですが、やっぱりこういったものをするときに、要綱の中にきちんと、この事業はすべてオープンでしますので、情報公開請求があったら公開しますよということをしつかりと公募者にうたってすべきだと思いますが、その点について今ちょっとお伺いしたんですけど、それでよろしいですか。

**○企画部長（山田喜久男君）**

特に今回のプレゼンにつきましては、本当に公開、傍聴もありというやり方でございましたので、当然公開が大原則でありますし、残念ながら1社そういう考えがあったようですが、私の私見が入るかもわかりませんが、公開した分は当然公開という立場にあります。

**○3番（吉川三津子君）**

では、庁舎の件はゼロからしっかりと、不要なものはつukらないということで、必要最小限

をお願いをしたいと思います。また議員の方にも随時いろんなものを公開していただきながら、意見交換しながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に電力問題なんですけれども、かなりPPSの電力を買う自治体がふえてきておりまして、先ほど約2億円の電気代をこの愛西市は払っているということでした。となると、PPSで入札をすると2,000万円ちょっとぐらいひよっとして浮くかなと。ちょっと厳しいですか。名古屋市とかそういったところは大手だから2,000万円は無理かもしれないんですけど、2,000万円くらいは多分入札することによって浮くのではないかというふうに思っております。この電力の自由化を生かして、愛西市でもPPSを含めた入札を行って電気代の削減に努めていただきたいと思いますけれども、そのお考えはあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

PPSが参加する入札というお話であります。先ほど新城とか名古屋市とか、そういった具体例をおっしゃっていただきました。愛西市が実際に2,000万浮くのかなと、それはちょっと疑問でありますけれども、確かにこの自由化の契約入札方法、今ここで即来年から取り組みますということはちょっと申し上げることはできません。ただ、そういった制度があるということは十分承知をしておりますので、一度この入札方法も含めて、新城さんとか名古屋市、一度ちょっと勉強させていただきたいなというのが私ども担当の今現時点の思いです。

#### ○3番（吉川三津子君）

私は、指定管理者については、できるだけ早く進めていただきたいという考えがあります。それは、もしかして指定管理者が先にPPSも含めた入札をしてしまった場合、それは指定管理者の事業努力ということになって、愛西市にお金が入ってこないわけです。ですから、今、体育館とか、たくさん大きな電気を使うところは今指定管理者に出しているの、私は急いでこの指定管理者のところを優先的に何らかのルールをつくって入札を始めていただきたいなと思います。その点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

今一つの御意見として承っておきますけれども、確かに指定管理者がそういった制度を導入するという形になれば、それは今おっしゃったようなケースも出てくると思います。しかしながら、その施設は市の施設でありますので、急いでというお話もありましたけれども、その辺もよく勉強させていただきたいというふうに思っています。

#### ○議長（大宮吉満君）

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

#### ○3番（吉川三津子君）

前向きな御答弁をいただいたわけなんです、私は光熱費を削減するだけでなく、やはり環境問題をしているので、それを再生可能なエネルギーへの転換をしていきたいという思いがあ

ります。電気も今は市外から買ってお金が外に流れていっているわけなので、やはりこの地域でできた電力をうまく地域で回していくということがとてもこれからの時代大切になってくると思うんですが、もし仮にこういった入札でもって浮いたお金は、昨日、私、太陽光発電の議案質疑をさせていただいて、たくさんのお申し出があるにもかかわらず、補助金が底をついているという話がありました。私は、その浮いた分を太陽光発電の補助金に回すとか、きちんとやはりいい電気にかえていく、環境に優しい電気にかえていくというような、市民に見える、昨日、竹村議員からも見えるかという話がありました。そして真野議員の質問に対して部長もやはり新しい発想の啓発の仕方が大切というようなきのう御答弁があったわけですが、やはり見える形で太陽光発電の補助金をつくっていくということを市がやっていくということは、一つ、愛西市の売りにもなっていくと思うんです。市民への啓発にもなっていくと思います。それがやはり再生可能エネルギーへの転換の一つの手法ではないかなというふうに思っておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

### ○副市長（山田信行君）

要は、さきの国会で再生エネルギー特別措置法というのが通過いたしまして、今おっしゃいましたように、電力の地産地消が可能になったということでございます。先ほど部長が申し上げましたように、PPSに契約したとして、安定供給が確保されるかだとか、また災害が起きたときに、今ですと中部電力は官公庁を最優先して復旧してくれますが、そういったことも保障されるのかどうか、そういう総括的なことを一度勉強しまして、早い時期にこういったことも考えていきたいと考えております。

### ○3番（吉川三津子君）

ありがとうございます。今、副市長は安定した供給ということをおっしゃいましたが、電気の法律の中で、こういった業者が困ったときは中電は助けなければならないことになっておりますので、大丈夫でございます。

また、この地域も農業の地域で、前、立田のときに福岡の方の大木町というところに視察に行きました。そこはごみ発電とかしていて、バイオマスで発電をしていました。そういったことも、やはりこういったところで浮いたお金で市民や企業に対して補助をすることによって、やっぱり地産地消の電気を考えていく。牛ふんもこの地域にはありますので、そういったものを使った電力に切りかえていくということも一つできていくのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひまたそういったことも御検討ください。よろしく願いいたします。

次に、発達障害の問題についてお伺いをしたいと思います。

私も子育ての活動をするようになって、本当にたくさんのお子さんから涙が出るような悩みの相談を幾つか受けてきました。今の愛西市の14歳までの子供たちの人口から計算すると、愛西市には中学生までに大体国のデータからすると600人近くの支援が必要な子供がいることになってしまいます。でも、先ほど15歳までですと100人にも満たないような数になってきていて、まだまだサポートがし切れていない現状が愛西市にはあるのではないかなというふうに思っています。

それで、私のところに本当にこの問題で御相談があるということは、やはり相談の窓口がどこにあるのかということが徹底されていないというふうに私は考えておりますけれども、具体的に、やはり手帳をもらっていらっしゃる方は行き場所がわかります。でも、ちょっと変かなとおっしゃる方は今現在どこに行けばいいのでしょうか。その辺、市の方の組織としてどのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

先ほど年齢ごとの人数で申し上げましたが、障害に関する相談につきましては、それぞれ中心的な窓口があるわけでごさいます、例えばゼロ・3歳の乳幼児期、あるいは4歳から6歳の幼児期等については、保健師さんがかかわっていただく割合が多いのではないかなということをおもっております。7歳から15歳につきましては小・中学校、それから16歳から18歳については養護学校ということもごさいます。また、先ほどもお話に出ておりました、わかば園の保健師さんと連携をとって、わかば園とも協力しておりますので、わかば園の方でも乳幼児の関係は相談に乗らせていただきますし、保育園、児童館等でそういったことも相談をいただければ、それぞれいろんなところにつながるような形にはしておるつもりでございます。

#### ○3番（吉川三津子君）

本当にわかば園の方が中心になって、保健センターとか、いろんな委託先も含めて、この問題を広く連携をとってやっていてくださっていることは本当に重々わかっております。しかし、ふとちょっと変かなと思ったときに、私、昨日、愛西市のホームページから「わかば」にたどり着くのに、ちっともたどり着けないんです。「子育て」のところから入っても、なかなかたどり着けない。「相談」というところをクリックしても「わかば」は出てこない。そんな状況で、発達に心配のある親御さん、インターネットをよく使われるわけですがけれども、なかなかたどり着けないと同時に、わかばが何をやっているかという事業の内容も全く書かれていない、そんな状況に今はなっております。その辺を含めて、私は「発達に心配のある保護者へ」というような形で「わかば」とか、委託先でも今連携してやっておりますので、その辺の団体の紹介とかもきちんとして、保護者からわかりやすいような措置をとるべきではないかと思いますが、その点について改善の余地はないでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

私ども月に1度、福祉部内の関係者の連絡会議というのを持っておりますので、一度きょうのそういった御指摘等、みんなよく話し合ってみたいというふうに思っております。

#### ○3番（吉川三津子君）

ぜひお願いしたいと思います。やはり早く発見して早く対応すれば、大人になっても社会の中でちゃんと生きていける子供たちですので、できるだけハードルを低くして相談に行けるような形をとっていただきたいと思っております。

それからあと、今、わかばの方に手帳を持っていない人が通所することができるわけですが、今その方たちの大きなハードルは、この障害福祉サービス受給者証というものなんです。障害を認めることができない保護者さんが、これを持たないとわかば園に行けない。ケアを受ける

ことができない。先ほどからお話ししているように、高機能の自閉症とかアスペルガーは知能指数が結構、普通より高い方もいらっしゃる、それでもコミュニケーションをする力がないという方なので、親さんにしてみれば「障害」という名前をつけることには大変勇気が要りますし、抵抗があるんですね。これは愛西市がつくっている受給者証ですので、この「障害」とかそういったものをなくして給付することはとても簡単なことだと思います。これが私は大きなハードルになっていることを知りました。これを何とか改善ができないのか、そういった面でもハードルを低くしていただく工夫をしてほしいと思いますが、その点について改善の余地があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

その受給者証につきましては、自立支援法等の関連で作成をさせていただいておりますので、一度そちらの方もよく調べてみまして、そういうことが可能であれば一度検討していきたいというふうに思っております。

#### ○3番（吉川三津子君）

法律でこういった名前をつけなければいけないという法律はないはずですので、その辺は改善をぜひ求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それからあと気になっているのは、やはり学校の先生方も一生懸命やっただいていらっしゃるんですけども、まだまだやっぱり普通学級の先生方の御理解がちょっと乏しいのではないかなという事例を幾つか私も体験してきました。一般の保護者の方、普通の御近所の保護者の方もこういった発達障害に御理解がないので、本当に発達障害の子供を持った保護者の方は大変つらく、通学団でもうまく行けなくて、ちょっと脱線したりとかすると大変御近所の中でも問題になったりとか、いろんな問題を引き起こしています。その中で、やはり学校の先生方がこういったことをしっかり理解して、うまく保護者とかにもお話をさせていただけると、もっとスムーズに子供たちが学校で暮らしていけるのになということもたびたびありました。

そういった面で、ぜひ学校の先生方にもこういった発達障害について、一度だけ聞いてもなかなか覚え切れないものです。私も何度も何度もいろんな講座に行っていて今があるわけなんですけれども、やはり繰り返し繰り返しそういった勉強の会に参加をしていただきたいと思います。今の一般の先生方のこういった知識を得るための状況というか、講習会等はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

特別支援に関しての学校現場の先生方の認識ということでございますが、発達障害を含む障害のある児童・生徒に対しましては、県の特別支援教育課におきまして愛知県特別支援教育連携協議会というものが設置されております。そんな中、幼稚園、小・中学校及び高等学校の一般の教員の方を対象とした発達障害児基礎理解推進研修というものがまずございます。そして発達障害児専門性向上研修、こちらの方、市内から昨年度は5校が参加しておりますが、そのような研修会の方の参加もございます。そして特別支援教育コーディネータースキルアップ研修、こちらの方につきましては小・中学校でコーディネーターをされる先生方が研修を受ける

わけですが、こちらにも10校から参加をしておるということでございます。また、小・中学校の管理職におきましても、管理職リーダーシップ向上研修という中で取り上げられまして、こちらの方も10校から参加をしている状況にあります。そのほか、愛知県の教育センターにおきましても、特別支援教育コーディネーター資質向上研修の中に8校の先生方が参加されていますし、また、参加される先生方は授業を持ってみえますので、そういう時間に合った、出張の時間において研修をされるということですので、各学校の先生方の参加が時間のあるときにされておるといのが現状でございます。

### ○3番（吉川三津子君）

多分、普通の学級に行って、教科によってだけそういった教室に行かれる子供さんが多い状況の中、やっぱりすべての教員の皆さん、多分1クラスに2人ぐらいはそういった支援が必要な子供がいるわけです。そういった中で、やはりすべての先生方がこういった発達障害に御理解がないと、学級崩壊の原因になったり、いろんな問題を引き起こします。

今、愛西市は、障害者自立支援協議会ですか、その中で発達障害についてここ数年いろんな講演会を企画されて、保育園の保育士の方たちとか、そういった方たちもたくさん参加されているんですが、私がぱっと見た感じ、学校の先生がとても少ないなということを感じているんですね。これから自立支援法と児童福祉法がこの4月に改正をされまして、今度から相談業務が市町村の義務化になってまいります。そして、そのセンターから学校に巡回をしていくとか、今でもちょっとされているようですが、そういったものがルールというか、決まりというか、仕組みの中で行われていくようになっていきますので、ぜひ学校もこの地域のそういった協議会に積極的に加わって、地域の子供をゼロ歳から大人になるまで見ていけるような仕組みづくりをお願いしたいなと思います。学校部局としての考えをお聞きしたいと思います。

### ○教育部長（水谷 勇君）

学校の先生方にお聞きしますと、今回、今までにおいてもそのような研修会があったということは承知をしておみえになります。ただし、授業の時間帯の平日に開催されておるということで、参加をしたいというときにも参加ができなかったということも聞いておりますので、その辺、よろしくお聞きしたいと思います。

### ○3番（吉川三津子君）

すみません、部長、平日ではなかったんですね。土曜か日曜だったと思いますので、愛西市の場合は平日ではございません。保育士さんも本当に会場いっぱいになるぐらいお見えですので、平日には行われておりませんので、ぜひ御参加の方をお願いしたいと思います。私も、保育園で若い保育士の先生が初めて発達障害の子供さんを担任されて、相当ちょっとパニックに、先生の方がパニックになってしまわれた事例に出会いました。そのときに、その先生が発達障害のことを勉強されて、大変落ちつかれて、本当にいい形になってきているというのも実際見えておりますので、ぜひ学校もこの愛西市の協議会の方に積極的に加わって見ていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお聞きいたします。

それからあと、先ほど申し上げましたように、この4月に向けて相談窓口というのが義務化

されていくわけです。私は、まだ法的にしっかり固まっていないと思いますけれども、ただ法律だけ守ってハードルの高いような相談窓口になってはいけないと思って、今回ちょっと早目でしたが、質問をさせていただいているわけです。今後、今、大変わかばの方も忙しい状況だなどというふうに、私は本当に一生懸命やっつけらるなどということを見ているわけですが、多分専門家の充実等も必要になってきたりとか、それから委託先も含めていろんな連携をとって課題を解決していくということがこれから多分必要になってくると思いますが、この4月の窓口設置に向けて何らかの今準備をされているならば、その点についてお伺いをしたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

これは障害者等の地域生活を支援するための関係法律ということで、その中で相談支援の充実、あるいは障害児支援の強化ということにつきまして24年の4月1日施行ということになっております。詳しい状況につきましては10月になって手に入るということでございますので、まだそういった状況でございますけれども、猶予期間等もございますので、早目にといいますか、これは4月1日に立ち上げていくわけですが、今、わかば園とか相談支援事業を社会福祉協議会の方で委託事業としてやっておるわけですが、そういったところの兼ね合いなども詳しい状況が来ましたら相談することにはしておりますので、できるだけ早い時期に立ち上げまして、その後順次そういった職員、先ほども質問の中でもありましたように、横づけの機能というのもあるようですし、そうすると当然いろんな職種の職員も必要になってくるかと思っておりますので、そういうことも順次勉強しながら充実をしていきたいと、そんなことを思っております。

#### ○3番（吉川三津子君）

最後にですけれども、大人になって自分が発達障害だと気づく方もいらっしゃるんです。そういう方にも出会ったことがあるんですけど、自分自身なぜ人間関係がうまくつけれないかということで相当悩んで、やっぱりそれで受診されて、自分はこうだったんだということで納得されて、かえってそれでほっとされるという方もたくさんいらっしゃいますので、ぜひこの法律改正に向けて、先ほど申し上げているように、ハードルを低くして、みんなが行きやすい、手帳をもらわなきゃ行けないような、そんな相談所ではなくて、だれもが行きやすい、ちょっと発達に心配がある人は来ていいよというような、そんな相談窓口をつくっていただきたいと思っております。最後に一言御答弁をいただきたいと思っております。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

以前そういった、大人になって初めて気がついたというような記事も私も目にしておりますし、先ほど山岡議員の質問にもありましたニートの問題等につきましても、やはりそういった障害が原因であるという場合もあるようでございますので、私どもといたしましても、一人でも多くの方が社会的な自立、あるいは自己自身の自立に向けてやっていけるような方策を考えていきたいと、そんなことを思っております。

#### ○議長（大宮吉満君）

3番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大宮吉満君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月22日午前10時より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後5時15分 散会

